

第一百九十二回国会
衆議院 法務委員会 議院 第八号

平成二十八年十一月十六日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 鈴木 淳司君

理事 今野 智博君 理事 土屋 正忠君

理事 平口 洋君 理事 古川 権久君

理事 宮崎 政久君 理事 井出 國重君

理事 逢坂 誠二君 理事 徹君

理事 赤澤 亮正君 理事 廉生君

理事 奥野 信亮君 理事 井出 國重君

門 鈴木 貴子君 理事 井出 國重君

田中 英之君 理事 井出 國重君

辻 清人君 理事 井出 國重君

藤原 崇君 理事 井出 國重君

宮川 典子君 理事 井出 國重君

山下 貴司君 理事 井出 國重君

和田 義明君 理事 井出 國重君

階 猛君 理事 井出 國重君

中川 康洋君 理事 井出 國重君

吉田 宣弘君 理事 井出 國重君

藤野 保史君 理事 井出 國重君

上西 小百合君 理事 井出 國重君

議員 議員 議員 議員

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 中井川 誠君
官) 法務委員会専門員 矢部 明宏君

委員の異動
十一月十六日

辞任

補欠選任

自動的に喪失しないよう求めることに関する請願
願(西村智奈美君紹介)(第四六二号)
同(横路孝弘君紹介)(第四七四号)
同(佐々木隆博君紹介)(第五一一号)
部落差別の解消の推進に関する法律案に断固反対し、成立させないことに關する請願(藤野保史君紹介)(第四七二号)

は本委員会に付託された。

十一月十五日

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書(京都府城陽市議会)(第七一三号)
京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書(京都府精華町議会)(第七一六号)

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書(京都府京田辺市議会)(第七一四号)

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書(京都府木津川市議会)(第七一五号)
京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書(京都府精華町議会)(第七一六号)

司法修習生に対する待遇改善と修習期間中の給費制の復活を求める意見書(宇都宮市議会)(第七一七号)

司法修習生に対する給付型の経済的支援の実施に関する意見書(名古屋市議会)(第七一八号)
性的指向および性自認等による差別等の困難の解消および支援のための法律の早期制定を求める意見書(松江市議会)(第七一九号)

選択的夫婦別姓の導入を求める意見書(大分県中津市議会)(第七二〇号)

司法修習生に対する給付型の経済的支援の実施に関する意見書(名古屋市議会)(第七一八号)
性的指向および性自認等による差別等の困難の解消および支援のための法律の早期制定を求める意見書(大阪府守口市議会)(第七二二号)

取調べの可視化(取調べ全過程の録画・録音)
義務付けの対象を全事件に拡大することを求める意見書(大阪府泉佐野市議会)(第七二三号)
部落差別の解消の推進に関する法律案に反対を求める意見書(北海道岩見沢市議会)(第七二四号)

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書(茨城県下妻市議会)(第七二五号)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律の実効性を求めるとともに、付帯決議の順守を求める意見書(山形県西町議会)(第七二六号)

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書(茨城県下妻市議会)(第七二五号)

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書(茨城県下妻市議会)(第七二五号)

取調べの可視化(取調べ全過程の録画・録音)
義務付けの対象を全事件に拡大することを求める意見書(大阪府泉佐野市議会)(第七二三号)
部落差別の解消の推進に関する法律案を議題といたします。
他に質疑の申し出がありませんので、これにて

複国籍の容認に関する請願(横路孝弘君紹介)
(第三八九号)
国籍選択制度の廃止に関する請願(西村智奈美君紹介)
(第四六一號)
君紹介(第四六一號)
同(横路孝弘君紹介)(第四七三号)
同(佐々木隆博君紹介)(第五一〇号)
もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を

法務大臣 法務副大臣 法務大臣政務官
政府参考人
(法務省大臣官房審議官)
政府参考人
(法務省保護局長)

法務大臣 法務副大臣 法務大臣政務官
政府参考人
(法務省大臣官房審議官)
政府参考人
(法務省保護局長)

本案に対する質疑は終局いたしました。

○鈴木委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

藤野保史君。

○藤野委員 私は、日本共産党を代表して、自民、民進、公明提出の部落差別解消法案に断固反対の討論を行います。

・本法案は、部落差別の解消を目的とする恒久法をつくるうとするものです。

しかし、何をもって部落差別というのか、法案には何の定義もありません。重大なことは、提案者が、部落差別とは部落の出身者に対する差別として明確に理解できると述べたことです。この説明は、部落解放同盟綱領に書かれている定義と同義です。かつて、解同を中心とした特定団体の圧力によって行政が主体性を失い、窓口一本化と不公正、乱脈な同和行政の横行を許した痛苦の歴史を思い起こすべきであり、解同綱領を法律に盛り込むなど断じて認められません。

しかも、第六条で義務づけられる実態調査は、結局、旧対象地区を掘り起こし、対象住民を洗い出すことになります。混住と人口移動が進み、政府も、同和地区や関係者を特定できないと認めています。もはや部落出身者なるものを特定できな

い歴史的段階にあるにもかかわらず、提案者は、地域によって異なる実態をもう一度調査することが必要だと述べました。これは、かつて総務庁が行つた調査、すなわち、当該地区の住民を同和関係者とそうでない者とに区分けする作業を行うことになりますが、こうした調査自体が許しがたい人権侵害にほかなりません。

本法案は、恒久法であり、こうした調査を繰り返し行い、国や地方自治体に教育、啓発など必要な施策を行うことを求め続けるものです。部落差別の解消どころか、差別の固定化、永久化につながることは明白です。

提案者は、インターネット上の書き込みを挙げ、部落差別が変化していると言います。しかし、自

由同和会が指摘しているように、部落地名総鑑を発見しても、差別の助長になると大騒ぎするのでではなく、淡々と処理すればいいことで、いまだに差別のある根拠にすることは、差別の現状を見誤るもので、インターネット上の書き込みにどう

対処するかは本法案とは全く別の問題であり、本法案に立法事実はありません。部落差別の解消に逆行し、国民融合を妨げるだけであります。

そもそも部落差別は封建的身分制に起因する問題であり、根源にある貧困の解決と国民融合を目指して、一九六九年以降、環境改善や教育、啓発、市民的自立、社会的交流の増大が図られてきました。関係者の粘り強い取り組みにより、基本的に社会問題としての部落差別は解決したと言える

状態に到達し、政府も、二〇〇二年三月、これ以上の特別対策を行うことは問題の解決に有効とは言えないとして、同和対策事業を終結させたのです。これが関係者の血のにじむような鬨いによる歴史の到達点です。

ところが、部落民以外は差別者と主張する特定

団体との関係を継続している一部の自治体等では、今なお、この歴史に逆行する特別対策が行政や教育で継続されており、本法案が成立すれば、さらなる逆行が進められかねません。

ある四十代の男性は、こうおっしゃっています。解放教育で、おまえらは絶対に結婚できない、

智彦君。

○木下委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する

とともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

委員各位は、いま一度この声を真摯に受けとめていただきたい。

関係団体や地方自治体などからの参考人質疑や公聴会も行わないまま、根本的に誤った法案をわずか二時間程度の質疑で採決するなど、到底許されません。

断固廃案を求めて、反対討論を終わります。

○鈴木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○金田國務大臣 ただいま可決されました部落差別の解消の推進に関する法律案について採決いたします。

○鈴木委員長 これより採決に入ります。

第百九十四国会、二階俊博君外八名提出、部落差別の解消の推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○鈴木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。木下智彦君。

○木下委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する

とともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴木委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求めておりますので、これを許します。金田法務大臣。

○金田國務大臣 ただいま可決されました部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○鈴木委員長 これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、

日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。木下智彦君。

○木下委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する

施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する

とともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

断固廃案を求めて、反対討論を終わります。

○鈴木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○金田國務大臣 ただいま可決されました部落差別の解消の推進に関する法律案について採決いたします。

○鈴木委員長 これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、

日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。木下智彦君。

○木下委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する

施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する

とともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴木委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求めておりますので、これを許します。金田法務大臣。

○金田國務大臣 ただいま可決されました部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○鈴木委員長 これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、

日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。木下智彦君。

○木下委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する

施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する

とともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

断固廃案を求めて、反対討論を終わります。

○鈴木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○金田國務大臣 ただいま可決されました部落差別の解消の推進に関する法律案について採決いたします。

○鈴木委員長 これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、

日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。木下智彦君。

○木下委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する

施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する

とともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

断固廃案を求めて、反対討論を終わります。

○鈴木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○金田國務大臣 ただいま可決されました部落差別の解消の推進に関する法律案について採決いたします。

○鈴木委員長 これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、

日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。木下智彦君。

○木下委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する

施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する

とともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

断固廃案を求めて、反対討論を終わります。

○鈴木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○金田國務大臣 ただいま可決されました部落差別の解消の推進に関する法律案について採決いたします。

○鈴木委員長 これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、

日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。木下智彦君。

○木下委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案に

対する附帯決議(案)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する

施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意する

とともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

断固廃案を求めて、反対討論を終わります。

○鈴木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○金田國務大臣 ただいま可決されました部落差別の解消の推進に関する法律案について採決いたします。

○鈴木委員長 これより採決に入ります。

本案に賛成の諸

元に配付いたしておりますとおりの再犯の防止等の推進に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

○井出委員 再犯の防止等の推進に関する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び内容について御説明を申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明いたします。

我が国では、犯罪件数は減少傾向にあるものの、犯罪をした者等の円滑な社会復帰の促進等はまだ十分とは言えず、検挙人員に占める再犯者の割合である再犯者率は、平成九年以降一貫して上昇し続けており、平成二十七年には約五割を占めます。このように、今日の我が国においては、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が、犯罪を減らし、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で大きな課題となつております。

この問題については、政府において、平成二十四年に策定された再犯防止に向けた総合対策等の各種計画に基づき、犯罪や非行をした者の再犯防止対策が推進されてきたところですが、本委員会においても、再犯防止に関する先進的な取り組みを行つてゐる海外の施設の視察などを通じて、再犯防止に関する基本的な法律を制定することの必要性が強く認識されております。

このような状況及び経緯を踏まえ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策を国を挙げて推進するための法律を制定する必要があると考えられることから、本起草案を提案することとした次第であります。

次に、本起草案の主な内容について御説明いたします。

第一に、この法律は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民が犯罪による被害を受けることを防止して、安

全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とすることとし、犯罪をした者等及び再犯の防止等について定義を設け、基本理念、国等の責任等について定めることとしております。

○井出委員 再犯の防止等の推進に関する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び内容について御説明を申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明いたします。

我が国では、犯罪件数は減少傾向にあるものの、犯罪をした者等の円滑な社会復帰の促進等はまだ十分とは言えず、検挙人員に占める再犯者の割合である再犯者率は、平成九年以降一貫して上昇し続けており、平成二十七年には約五割を占めます。このように、今日の我が国においては、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が、犯罪を減らし、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で大きな課題となつております。

この問題については、政府において、平成二十四年に策定された再犯防止に向けた総合対策等の各種計画に基づき、犯罪や非行をした者の再犯防止対策が推進されてきたところですが、本委員会においても、再犯防止に関する先進的な取り組みを行つてゐる海外の施設の視察などを通じて、再犯防止に関する基本的な法律を制定することの必要性が強く認識されております。

この法律を制定することの目的は、再犯の防止等に関する施策を国を挙げて推進するための法律を制定することであると考へられることから、本起草案を提案することとした次第であります。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

再犯の防止等の推進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

今、提案者からありましたように、本法案は、

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することを目的としておりまして、大変重要な中身だとうふうに認識をしております。

その上で、きょうは、とりわけ高齢者や精神障害者、知的障害の皆さんとの社会復帰をどう促進していくのかということについて幾つかお聞きをしたい、確認をしたいと思います。

まず、法務省にお聞きしたいんですが、近時、高齢者は入所受刑者全体に比べて再入者の割合が高いと認識しているわけですが、二〇一五年のその再入者の割合、また、二〇一五年における入所受刑者のうち精神障害を有すると診断された者の割合、それぞれお答えください。

○高嶋政府参考人 お答えいたします。

平成二十七年における再入者のうち高齢者は、これは統計上、六十五歳以上というふうに定義しておりますが、その割合は一二・六%であります。これは、平成三年には一・八%であります。そのため、平成二十七年における再入者のうち高齢者の割合が一二・六%まで上昇したということです。

その他の重要事項の四つの分野について、国が各共団体にも地方の実情に合わせて施策を行なべき種々の規定を設けることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、これを許します。藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

今、提案者からありましたように、本法案は、

えた場合には、こうした高齢者あるいは精神障害者への対応というものは大きな課題になつてくると思います。

ただ、高齢者等の社会復帰を図るといふ点では、刑事施設等で自由刑を科すということでは、こればかりかは実態に合わないという認識が広がつてゐると思います。

これも法務省にお聞きたいんですが、犯罪対策閣僚会議において、ことし七月、高齢者等を含む緊急対策が決定されたと思うんですが、この該当部分を御答弁ください。

○高嶋政府参考人 委員御指摘の、ことし七月、犯罪対策閣僚会議で決定されました薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策におきましては、

犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止と社会復帰に向けて、福祉サービスや医療等の支援を必要とする者については、警察・検察・矯正・保護といった刑事司法の各段階において、適切にこれら支援を受けることができるよう福祉・医療機関等につなげる取組を推進する。

さらに、より円滑な社会復帰のため、刑事司法関係機関が、地域の安全・安心を守る拠点であることへの地域社会の理解と協力を得ながら、地域社会とつながった指導・支援を充実させることであります。

このような取組により、立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に必要な支援を受けられるようになります。

この二三・一%にはいわゆる人格障害の者も入つておりますが、これを除きますと一二・四%ということがあります。

以上でございます。

○藤野委員 ちょっと私が事前に言つていたのと違つてお答えだったのです。時間の関係でこちらで言つたことを許します。藤野保史君。

○藤野委員 これまでから、こうした高齢者や障害者の更生には、自由刑よりも、適切な段階で適切な福祉的支援を行うことが重要だという指摘であります。

このつなげる取り組みというのは一部で既に始まつておりますが、きょう資料でもお配りしているところですが、厚労省の事業である地域生活定着促進事業というのが二〇〇九年から始まつております。

す。現在、全都道府県にこのセンターがありまして、帰住支援や相談などを行つてゐるわけあります。

配付資料を見ていたら、このセンターの全国組織である一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会が行つた全国調査で、二〇〇九年七月から二〇一三年度末までに全国の同センターを介して福祉的支援を受けた対象者がどういう経過をたどつたかという資料であります。

強調しているところ、黄色のところで見ていたら、実に九一・七%が、このセンターの支援を受けることによつて、再逮捕もなく、再入所もなく、地域で暮らしていられる状況であります。九割を超える対象者がこのセンターの支援を受けて再び罪を犯すことなく地域で暮らしている、これは劇的と言つてもいい効果だと私は思うんです。ですが、法務省と厚労省にそれぞれお聞きしたんですけれども、これらのセンターあるいは事業の効果というのはどう評価されていますか。

○中井川政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の地域生活定着支援センターは、長期間の矯正施設への収容で地域とのつながりを失った結果、例えば住民票がなくて、釈放後直ちに必要な支援が受けづらいような人について、矯正施設から出る前の段階から、必要な支援を地域で受けられるように全国的な調整を行つて事業でございました。

同センターの行う業務といたしまして、矯正施設に入所している人の出所後の居住先の確保でございますとか福祉サービスの利用などを、全国調整をする、いわゆるコードイネット業務で、平成二十七年おりますが……（藤野委員「評議をお願いします。」）

定義はわかつてますから」と呼ぶ)はい、わかりました。コードイネット業務で、平成二十七年度実績で七百五十名が受け入れ先に帰住しているなど、センターは一定の実績を上げてゐるというふうに受けとめているところでござります。

それで、御指摘のとおり、このセンターが支援

にかかわった人について、再び犯罪をしにくくなつてゐるということであれば、同センターの社会的意義は非常に高いものと考えております。

○畠本政府参考人 適当な帰住先がなく、高齢や障害によって自立が困難な受刑者等に対しましては、出所後速やかに福祉施設への入所あるいは生活保護の受給などの福祉サービスを受けられるよう、生活環境を調整することが極めて重要でございます。

このような方が必要な福祉のサービスを受けたことができるように、平成二十一年度から、特別調整という枠組みで、高齢者、障害者のうち、特に適当な住居がない方々につきまして、センターの方が障害者入所施設あるいは介護保険施設等の受け入れ先の確保等を行つてくださっております。

○中井川政府参考人 このように、センターは、出所者等の再犯防止

あるいは改善更生のために大変に重要な役割を果たしているというふうに認識しております。今後ともセンターとの連携を密にしてまいりたいと考えております。

○藤野委員 提案者にお聞きしたいのですが、社会的意義が非常に高い、極めて重要なことはなんですが、本法案でこの事業というのは対象に含まれると理解してよろしいですか。

○井出委員 お答えをいたします。

今委員の御指摘のとおり、この事業は本法案の対象に含まれると考えております。

この法案は、基本理念の一つとして、犯罪をした者が、その特性に応じて、矯正施設に収容されたり、支援も本法案には含まれるという理解でよろしいでしようか。

○山下委員 藤野委員、御質問ありがとうございます。

先ほどおつしやつた刑事司法の手続のいわば入り口における支援の必要性、特に高齢者、障害者については福祉の支援、これは大変重要でござります。私も昔、検事をやっておりまして、その必

要性は大変感じておつたところです。御質問を国が講ずることとしておりまして、こうしたことを通じてセンターがこの法案の実施主体の一つとして、体制の強化になる。

高齢であるとか障害のある方が、そうしたことが再犯につながる理由となつてしまわないようにしていくことは、この法案の重要な趣旨の一つだと思います。

○藤野委員 先日、この協議会の代表の田島良昭さんからお話を聞いたんですが、法的位置づけがないために毎年毎年予算も要求しなきゃいけないし、来年続くのかどうかわからないということで、職員の方は不安に思つていらっしゃるという声をお聞きしました。ですから、この法案をきっかけに、ぜひ厚労省も、これを、事業ではなく法的にもしっかりとおつしやるんですけど、これは事業にとどまつていて、法的位置づけがないために毎年毎年予算も要求しなきゃいけないし、来年続くのかどうかわからないということで、職員の方は不安に思つていらっしゃるという声をお聞きしました。

○井出委員 お答えをいたしました。

そこで、最後にもう一点だけお聞きしたいんですけど、再犯を減らしていく上で、今のは出口支援なんですが、施設から出た段階での支援なんですが、出力の方は大体数万というオーダーですけれども、やはり入り口の支援、入り口、いわゆる罪を犯してしまった、これから検察でという方は百万とかそういう単位でいらっしゃる。ですから、この段階で適切な福祉の支援につなげていくといふ入り口支援が大変大事だと思うんですが、この入り口支援も本法案には含まれるという理解でよろしいでしようか。

○鈴木委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

再犯の防止等の推進に関する法律案起草の件につきましては、お手元に配付いたしております起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴木委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決しました。

等」ということで、刑事手続の段階のいかんを問わず、必要な方に必要な支援をしていくということが二条で内容となつておりますし、二十二条に規定ないで、「社会内において指導及び支援」というところで、「矯正施設における処遇を効果的に受けることができるよう、必要な施設を講ずるものとする」というふうに記載しております。

おきまして、「社会内における適切な指導及び支援」というところで、「矯正施設における処遇を経た後速やかに福祉施設への入所あるいは生活保護の受給などの福祉サービスを受けられるよ

う、生活環境を調整することが極めて重要でござります。

○鈴木委員長 次に、第百八十九回国会、内閣提

本法におきましては、対象者が「犯罪をした者

を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題いたしました。

趣旨の説明を聽取いたします。金田法務大臣。

民法の一部を改正する法律案
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○金田国務大臣 民法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、制定以来、約百二十年間の社会、経済の変化への対応を図り、国民一般にわかりやすいものとする観点から、民法の一部を改正しようとします。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、消滅時効について、医師の診療に関する債権は三年、飲食店の飲食料に係る債権は一年などとされております。短期消滅時効の特例をいずれも廃止して消滅時効の期間の統一化を図ることなど、時効に関する規定の整備を行なうこととしております。

第二に、法定利率について、現行の年五%から年三%に引き下げた上で、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入することとしておりま

す。
第三に、事業用融資の債務の保証契約は、保証人にならうとする者が個人である場合には、主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役等である場合などを除き、公証人が保証意思を確認しなければ効力を生じないものとするなど、保証債務に関する規定の整備を行うこととしております。

第四に、不特定多数の者を相手方とする定型的な取引に使用される定型約款に関し、定型約款によって契約の内容が補充されるための要件を整備するとともに、定型約款を準備した者が取引の相手方の同意を得ることなく定型約款の内容を一方

的に変更するための要件等を整備することとしております。

第五に、意思能力を有しなかつた当事者がした法律行為は無効とすることや、賃貸借契約の終了時に賃借人は賃借物の原状回復義務を負うものの、通常の使用収益によつて生じた損耗等についてはその義務の範囲から除かれることなど、確立した判例法理等を明文化いたしております。

続いて、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか二百十五の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時一分散会

再犯の防止等の推進に関する法律案

再犯の防止等の推進に関する法律案

再犯の防止等の推進に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条～第十条)

第二章 基本的施策

第一節 国の施策(第十一条～第十三条)

第二節 地方公共団体の施策(第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止等が犯罪対策において重要な役割を果たすことに鑑み、再犯の防止等に関する施

策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施

策の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であつた者をいう。

第三条 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であつた者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのつとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならぬ。

第六条 地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第七条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならぬ。

第八条 地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第九条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十一条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十二条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十三条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十四条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十五条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十六条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十七条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十八条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第十九条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十一条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十二条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十三条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十四条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十五条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十六条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十七条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十八条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第二十九条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十一条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十二条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十三条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十四条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十五条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十六条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十七条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十八条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第三十九条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十一条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十二条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十三条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十四条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十五条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十六条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十七条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十八条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第四十九条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第五十条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第五十一条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第五十二条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第五十三条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第五十四条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第五十五条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

第五十六条 國及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

設ける。

再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び待遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要な事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関との長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十二条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の特性を踏まえて行うものとする。

(就業の機会の確保等)

第十三条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援のため、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の特性を踏まえて行うものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国外以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たつて予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主)をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他の犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続のために必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施設を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第一条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪を

びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であつた者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であつて自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行つたため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他の再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基礎であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を

した者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

<p>及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(社会内における適切な指導及び支援)</p>	
<p>第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇を引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。</p>	

<p>(国民の理解の増進及び表彰)</p> <p>第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(民間の団体等に対する援助)</p> <p>2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。</p> <p>(民間の団体等に対する援助)</p> <p>第三十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節の規定による再犯の防止等に関する施策の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	
<p>国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要なこととに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を明確にするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	

<p>国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要なこととに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を明確にするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	
<p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。 (検討)</p> <p>2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（理由）</p> <p>国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要なこととに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を明確にするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>	

<p>第百十一条 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他の第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかつた第三者に対してもその責任を負う。ただし、第三者が過失によつてその事實を知らなかつたときは、この限りでない。</p> <p>2 他人に代理権を与えた者は、代理権の範囲内においてその他の第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他の代理権があると信すべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。</p> <p>第百十七条第一項中「証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは」を「証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き」に改め、同条第二項を次のように改める。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知つていたとき。</p> <p>二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によつて知らなかつたとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知つていたときは、この限りでない。</p> <p>三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。</p> <p>第百二十条第一項中「制限行為能力者」の下に「他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。」を加え、同条第二項中「詐欺」を「錯誤、詐欺」に改める。</p> <p>第百二十一条たゞし書を削り、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>(原状回復の義務)</p>	<p>第百二十二条たゞし書を削る。</p> <p>2 条件が成就することによつて利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかつたもののみなすことができる。</p> <p>第百四十五条中「当事者」の下に「(消滅時効による)」を削る。</p>	<p>第百二十二条たゞし書を削る。</p> <p>2 第百二十五条中「前条の規定により」を削る。</p> <p>第百三十一条の見出しを「(条件の成就の妨害等)」に改め、同条に次の二条を加える。</p> <p>2 条件が成就することによつて利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかつたもののみなすことができる。</p> <p>第百四十五条中「当事者」の下に「(消滅時効による)」を削る。</p>
---	---	--

告についても、同様とする。

- 4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

- 5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。

（承認による時効の更新）

- 第一百五十二条 時効は、権利の承認があつたときは、その時から新たにその進行を始める。

- 2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

- （時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲）

- 第一百五十三条 第百四十七条又は第一百四十八条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

- 2 第百四十九条から第一百五十二条までの規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

- 3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

- 第一百五十四条 第百四十八条第一項各号又は第一百四十九条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対するものとしないときは、その者に通知をした後でなければ、第一百四十八条又は第一百四十九条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

- 第一百五十五条から第一百五十七条まで 削除
第一百五十八条の見出し、第一百五十九条の見出し及び第一百六十条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改める。

- 第一百五十九条 第百四十八条第一項各号又は第一百六十条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改める。

第一百六十二条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改め、同条中「時効を中断する」を「第百四十七条第一項各号又は第百四十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行う」に、「二週間」を「三箇月」に改める。

- 七条第一項各号又は第百四十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行うに、「二週間」を「三箇月」に改め、同条第一項を次のように改める。

債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

- 第一百六十二条の見出しを「債権等の消滅時効」に改め、同条第一項を次のように改める。

債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

- 1 債権者が権利行使することができると

を知った時から五年間行使しないとき。

- 2 権利行使することができる時から十年間

行使しないとき。

- 三百六十六条第二項中「前項」を「前一項」に

改め、同項ただし書中「中断する」を「更新する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利行使

することができる時から二十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

- 第一百六十七条を次のように改める。

（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

- 第一百六十七条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項

第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。

- 第一百六十八条第一項を次のように改める。

定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

- 1 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使する

しがないとき。

- 2 前号に規定する各債権を行使することがで

きる時から二十年間行使しないとき。

- 第一百六十八条第一項中「中断」を「更新」に改める。

第一百六十九条を次のように改める。

（判決で確定した権利の消滅時効）

- 第一百六十九条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。

七百六十七条の前見出しを削り、同条から第七百四十四条までを次のように改める。

- 二百七十三条から第七百七十四条まで 削除

二百七十四条の二を削る。

- 二百七十四条の二を削除

三百九十八条の七中第三項を第四項とし、第二項の規定による

改め、同条第三項中「停止の原因」を「完成猶予の事由」に改める。

- 三百九十九条中「第百六十七条规定」を「第百六十六条第二項」に改める。

三百九十九条中「中止又は停止」を「完成猶予又は更新」に改める。

- 三百九十九条中「賃貸人は、」の下に「第六百一十二条の二第一項に規定する」を加える。

三百九十九条中「昭和五十四年法律第四号」を削る。

- 三百九十九条を次のように改める。

三百九十九条を次のように改める。

- 三百九十九条中「指名債権」を「債権」に改め、同条中「指名債権を質権の目的としたとき」を「債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）に改め、「第三債務者に」の下に「その」を加える。

三百九十九条を次のように改める。

- 三百九十九条を次のように改める。

三百九十九条を次のように改める。

- 三百九十九条を次のように改める。

三百九十九条を次のように改める。

- 三百九十九条を次のように改める。

三百九十九条を次のように改める。

- 三百九十九条を次のように改める。

三百九十九条を次のように改める。

第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。次条第一項において同じ。」を加える。

- 三百九十九条の三第二項中「手形上又は」を「手形上若しくは」に改め、「請求権」の下に「又は電子記録債権」を加える。

三百九十九条の七中第三項中「又は債務者」を削り、「ときは、その当事者は、第五百八十八条」を「場合における更改前の債権者は、第五百八十八条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

- 三百九十九条の七中第三項中「又は債務者」を「手形上若しくは」に改め、「請求権」の下に「又は電子記録債権」を加える。

三百九十九条の七中第三項中「又は債務者」を「手形上若しくは」に改め、「請求権」の下に「又は電子記録債権」を加える。

の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行つた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

第四百十条第一項中、「初めから不能であるものが又は後に至つて不能となつたものがある」を「不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものである」に改め、同条第二項を削る。

第四百十一条第二項中、「債務者は、」の下に「その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又は」を、「知った時」の下に「のいざれが早い時」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（履行不能）
第四百十二条の一 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第四百十五条の規定によりその履行の不能によつて生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するとの同一の注意をもつて、その物を保存すれば足りる。債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けことができないことによつて、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

第四百十三条の次に次の二条を加える。

（履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責の事由）

第四百十三条の二 債務者がその債務について遅滞の責任を負つている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

2 債権者が債務の履行を拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があつた時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

第四百十四条第一項中、「その強制履行」を「民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制」に改め、同条第一項及び第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百十五条を次のように改める。

（債務不履行による損害賠償）

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

第四百五十三条を次のように改める。

（受領遅滞）
第四百五十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けことができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するとの同一の注意をもつて、その物を保存すれば足りる。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けことができないことによつて、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

第四百十三条の次に次の二条を加える。

において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第四百十六条第二項中「予見し、又は予見することができた」を「予見すべきであった」に改め、同条第二項を次に加える。

第四百十七条の次に次の二条を加える。

（中間利息の控除）

第四百十七条の一 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときは、前項と同様とする。

第四百十八条中「不履行」の下に「又はこれによる損害の発生若しくは拡大」を加える。

第四百十九条第一項中「額は」の下に「債務者が遅滞の責任を負つた最初の時点における」を加える。

第四百二十条第一項後段を削る。

第三編第一章第一節第一款中第四百二十二条の次に次の二条を加える。

（代償請求権）
第四百二十二条の一 債務者が、その債務の履行が不能となつたと同一の原因により債務の目的的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。

第三編第一章第二節第一款の款名を次のように改める。

（相手方の抗弁）

第四百二十三条の四 債権者が被代位権利行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもつて、債権者に対抗することができる。

（債務者の取立てその他の処分の権限等）

第四百二十三条の五 債権者が被代位権利行使した場合であつても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

2 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によつて生じたものである場合

られた権利」を加え、同条第二項中「裁判上の地位によらなければ、前項の権利」を「被代位権利」に改め、同条に次の二項を加える。

3 債権者は、その債権が強制執行により実現することができないものであるときは、被代位権利を行使することができない。

第四百二十三条の次に次の六条、款名及び目名を加える。

（代位行使の範囲）

第四百二十三条の二 債権者は、被代位権利行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。

第四百二十三条の三 債権者は、被代位権利行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に對し、その支払又は引渡しを自己に對してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによつて消滅する。

第四百二十三条の四 債権者が被代位権利行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもつて、債権者に対抗することができる。

第四百二十三条の五 債権者が被代位権利行使した場合であつても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

第四百二十三条の六 債権者は、被代位権利行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

（被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知）

第四百二十三条の見出しを「（債権者代位権の要件）」に改め、同条第一項中「保全するため」の下に「（以下「被代位権利」という。）を加え、同項ただし書中「権利」の下に「及び差押えを禁じ

第四百五十九条の二第一項の規定は、主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。

第四百六十二条に次の二項を加える。

3 第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。

第四百六十三条を次のように改める。

(通知を怠った保証人の求償の制限等)

第四百六十三条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもつてその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもつてその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であつたものとみなすことができる。

3 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をした場合においては、主たる債務者に通知することを怠つたときは、同条第一項を次のように改める。

第一目 個人根保証契約
第四百六十五条の二の見出しを「個人根保証契約の保証人の責任等」に改め、同条第一項中「その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「個人貸金等債務」という。)が含まれるもの(以下「個人貸金等根保証契約」という。)に、「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」に改め、同条に

保証契約の元本確定期日に改め、同条第一項中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約であつてその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「個人貸金等債務」という。)が含まれるもの(以下「個人貸金等根保証契約」という。)に、「貸金等根保証契約」を「個人貸金等根保証契約(以下「根保証契約」)」を「個人貸金等根保証契約」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「貸金等根保証契約」を「個人貸金等根保証契約」に改める。

第四百六十五条の四の見出しを「(個人根保証契約の元本の確定事由)に改め、同条中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合においては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があつたとき(以下「強制執行又は担保権の実行の手続の開始があつた場合」といふ。)に限り、同条第一号中「主たる債務者又は」を削り、同条第一号中「主たる債務者又は」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。

第三編第一章第三節第四款に次の二項を加える。

第一項 各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他の債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人にならうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行する意思)を有していること。

二 保証人にならうとする者が、次のイ又はロの手続の開始があつたときに限り、

1 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

2 保証人にならうとする者が、次のイ又はロの手続の開始があつたときに限り、

1 個人根保証契約の内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思(保証人にならうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

イ 保証契約(口に掲げるものを除く。)主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思(保証人にならうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他の債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人にならうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

二 公証人が、保証人にならうとする者の口述を筆記し、これを保証人にならうとする者に

二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権

同条を第四百七十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済)

3 第四百六十六条第四項の場合における前二項の規定については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

第四百七十三条から第四百七十三までを削る。第四百七十四条第一項ただし書を削り、同条第二項中「利害関係を有しない」を「弁済をするについて正当な利益を有する者でない」に改め、同項に次のただし書きを加える。

4 前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。

4 前項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。

第三編第一章第五節第一款第一目中第四百七十一条前に次の二条を加える。
(弁済)
第四百七十三条 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。第四百七十五条前の見出しを削り、同条に見出しとして「(弁済として引き渡した物の取戻し)」を付する。第四百七十六条を削る。

第四百七十七条中「前二条」を「前条」に改め、

ときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。

第四百八十六条中「した者は」を「する者は、弁済と引換えに」に、「受領した」を「受領する」に改める。

(合意による弁済の充当)

第四百八十八条の見出しを「(同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当)」に改め、同条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「とき」の下に「(次条第一項に規定する場合を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

4 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第一項又は第二項の規定による指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二 全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

第四百八十九条を次のように改める。

(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第四百八十九条 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合においては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させることに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。

第四百八十四条の見出しを「(弁済の場所及び時間)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法令又は慣習により取引時間の定めがあると

第四百九十二条を削る。

第四百九十三条前二条の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。

第四百九十四条 「不履行」を「履行しないこと」に改め、「一切の」を削る。

第四百九十五条を次のように改める。

(供託)

第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

二 債権者が弁済を受領することができないとき。

3 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

第四百九十七条を次のように改める。

(供託に適しない物等)

第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

一 その物が供託に適しないとき。

二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。

三 その物の保存について過分の費用を要するとき。

4 前二号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

第四百九十八条の見出しを「(供託物の還付請求等)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。

心じて、債権者に代位する。

は重大な過失によつて知らなかつたときに限り、その第三者に対抗することができる。
第五百九条を次のよう改めらる。

るのに足りないときであつて、当事者が別段の合意をしなかつたときは、次に掲げるところによる。

第四百九十一

出しとして「(弁済による代位の要件)」を付し、同条第一項中、「その弁済と同時に債権者の承諾を得て」及び「ことができる」を削り、同条第二項を削る。

第五百条を次のように改める。

第五百条 第四百六十七條の規定は、前条の場合(弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。)について準用す。

人から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして第一号、第三号及び前号の規定を適用する。
第五百一十二条第一項中「代位者は」の下に「、債権者の同意を得て」を、「行使する」の下に「ことができる」を加え、同条第二項中「前項」を第一項に改め 同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第五百九条 次に掲げる債務の債務者は、相殺をもつて債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。

一 惚意による不法行為に基づく損害賠償の債務

に規定する場合を除く。)は、第四百八十八条规定する場合を除く。)は、第四百八十九条の規定を準用する。この場合は、同条第一項中「前条」とあるのは、「前条第四項第一号から第四号まで」を規定する。

五百一条中「自己の権利に基づいて求償を

前項の場合であっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。

債務（前号に掲げるものを除く）

第一項の場合において、相殺をする債権者の
と読み替えるものとする。

2 及び各号を削り、同条に次の二項を加える。
することができる範囲内において”を削り、後段
前項の規定による権利の行使は、債権者に代
位した者が自己の権利に基づいて債務者に対し
て求償をすることができる範囲内（保証人の一
人が他の保証人に対して債権者に代位する場合
には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に
対して求償をすることができる範囲内）に限り、
することができる。

3 前一項の場合に債権者が行使する権利は、その他の債権の担保の目的となつてゐる財産の売却金その他の当該権利の行使によつて得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。五百四条中「第五百条の規定により代位をすことができる者」を「弁済をするについて正当な利益を有する者（以下この項において「代位権者」という。）」に、「その代位をすることができる者は、その」を「その代位権者は、代位をするに

前項の規定にかかわらず、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権に「差押え前に取得した債権による相殺をもつて対抗することができる」に改め、同条に次の一項を加えます。

第三編第一章第五節第一款中第五百十二条の次に次の一条を加える。
五百十二条の二 債権者が債務者に對して有する債権に、一個の債権の弁済として數個の給付をすべきものがある場合における相殺については、前条の規定を準用する。債権者が債務者に負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、前項の規定を準用する。

3 第一項の場合には前項の規定によるにか
次に掲げるところによる。
一 第三取得者（債務者から担保の目的となつ

「当然で担保の」に「できなくなつた」を「できなくなる」に改め、同条に後段として次のよう
に加える。

よる相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

に対して負担する債務は、一個の債務の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とする。

る。二 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。二 保証人及び物上保証人において同一の財産を譲り受けた者は、以下この項において同じく、保証人及び物上保証人に對して債権者に代位しない。

その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者が自ら担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。

第五百十一條の見出しを削り、同条の前に見出しへとして「(相殺の充当)」を付し、同条を次のように改める。

五百十三条第一項中「債務の要素を変更する」を「従前の債務に代えて、新たな債務であつて次に掲げるものを発生させる」に、「その」を「従前の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 従前の給付の内容について重要な変更をするもの

三 前号の規定は物上保証人の一人が他の物上保証人に對して債権者に代位する場合について準用する。

減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。

が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかつたときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適する

三 従前の債務者が第三者と交替するもの
三 従前の債権者が第三者と交替するもの
五百十三条第一項を削る。

四 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に

2 第五百五条第一項を次のよう改める。
前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁
止し、又は制限する旨の意思表示をした場合
は、その意思表示は、第三者がこれを知り、又

ようになつた時期の順序に従つて、その対当額について相殺によつて消滅する。

五百四十四条ただし書きを削り、同条に後段として次のように加える。

時に、その効力を生ずる。

第五百十四条に次の二項を加える。

2 債務者の交換による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。

第五百十五条の前の見出しを削り、同条に見出しどして「(債権者の交換による更改)」を付し、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

債権者の交換による更改は、更改前の債権者、

更改後に債権者となる者及び債務者の契約によつてすることができる。

第五百十六条及び第五百十七条を次のように改める。

第五百十六条及び第五百十七条 削除

第五百十八条中「更改の当事者」を「債権者(債権者の交換による更改にあつては、更改前の債権者)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方(債権者の交換による更改にあつては、債務者)に対してする意思表示によつてしなければならない。

第三編第一章第五節を第六節とし、第四節の次に次の二節を加える。

第五節 債務の引受け

第一款 併存的債務引受

(併存的債務引受の要件及び効果)

第四百七十条 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帶して、債務者が債権者に対しても負担する債務と同一の内容の債務を負担する。

2 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者となる。

3 前項の規定によってする併存的債務引受は、債権者に対する承諾をした時に、その効力を生ずる。

4 前項の規定によってする併存的債務引受は、債権者に対する承諾をした時に、その効力を生ずる。

第五百七十二条の三 免責的債務引受の引受人は、債務者に対する承諾をした時に、その効力を生ずる。

（免責的債務引受による担保の移転）

第四百七十二条の四 債権者は、第四百七十二条の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債

第四百七十二条 引受人は、併存的債務引受によつて負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

第五百七十二条 第二項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に對してする意思表示によつてしなければならない。

第五百七十二条第一項の規定によつて債務者が債権者に對して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によつて債務者がその債務を免れることができた場合において、債務者に対する承諾をした時に、その効力を生ずる。

第五百七十二条第一項の規定によつて債務者が債権者に對して債務の履行を拒むことができる。

務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

第五百二十条の六 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に對抗することができた事由をもつて善意の譲受人に対抗することができない。

第五百二十条の七 第五百二十条の二から前条までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定によつてしなければならない。

第五百二十条の八 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。

第五百二十条の九 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであつても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

第五百二十条の十 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

第五百二十条の十一 指図証券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

第五百二十条の十二 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

第五百二十条の十三 指図証券喪失の場合の権利行使方法

第五百二十条の十四 指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第百四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指

証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

第二款 記名式所持人払証券

(記名式所持人払証券の譲渡)

第五百二十条の十二 記名式所持人払証券(債権者を指名する記載がされている証券であつて、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ)の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(記名式所持人払証券の所持人の権利の推定)

第五百二十条の十四 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

(記名式所持人払証券の善意取得)

第五百二十条の十五 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失つた者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

(記名式所持人払証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)

第五百二十条の十六 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもつて善意の譲受人に対抗することができない。

(記名式所持人払証券の質入れ)

第五百二十条の十七 第五百二十条の十三から前条までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。

(指図証券の規定の準用)

第五百二十条の十八 第五百二十条の八から第五百二十条の十二までの規定は、記名式所持人払証券について準用する。

(第三款 その他の記名証券)

第五百二十条の十九 債権者を指名する記載がさされている証券であつて指図証券及び記名式所持

人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもつてのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

第五百二十二条の二十 第二款(記名式所持人払証券)の規定は、無記名証券について準用する。

第五百二十二条の二十一 第二款(記名式所持人払証券)の規定は、前項の証券について準用する。

第四款 無記名証券

第五百二十条の二十 第二款(記名式所持人払証券)の規定は、無記名証券について準用する。

第五百二十二条の二十一 第二款を削る。

第五百二十四条中「隔地者に対して」を削り、同条に次のたし書を加える。

ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

第五百二十四条に次の二項を加える。

2 対話者に對してした前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、その対話が継続している間

3 対話者に對してした第一項の申込みに對して

対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかつたときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。

第五百二十四条を第五百二十五条とし、第五百二十二条を第五百二十四条とし、第五百二十二条を削る。

約の内容を自由に決定することができる。

(契約の成立と方式)

第五百二十二条の三 懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がない間は、その指定した行為をする期間を定めないでした広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回しない旨を表示したときは、この限りでない。

第五百三十条 前の広告と同一の方法による広告の撤回は、これを知らない者に對しても、その効力を有する。

第五百三十三条 「その債務の履行」の下に「債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。」を加える。

第五百三十四条及び第五百三十五条を次のように改める。

2 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によつても、することができる。ただし、その撤回は、これを知つた者に對してのみ、その効力を有する。

第五百三十六条第一項中「前二条に規定する場合を除き、」を削り、「債務者」を「債権者」に、「を受ける権利を有しない」を「の履行を拒むことができる」に改め、同条第二項中「債務者」を「債権者」に、「を受ける権利を失わない」を「の履行を拒むことができない」に改め、「において」の下に、「債務者は」を加える。

第五百三十七条第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であつても、そのためにはその効力を妨げられない。

第五百三十八条に次の二項を加える。

2 前項の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行し

第五百六十一条 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。 (他人の権利の売買における売主の義務)	第五百六十二条 他人の権利(権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。)を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。
第五百六十三条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主が不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。	第五百六十四条 前二条の規定は、第四百五十三条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十二条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。
第五百六十四条 (買主の追完請求権) 第五百六十五条 (買主の代金減額請求権) 第五百六十六条 (買主の代金減額請求権) 第五百六十七条 (買主の代金減額請求権)	第五百六十五条 前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合(権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。)について準用する。 第五百六十八条の見出しを「競売における担保(移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任)」に改め、同条第一項中「強制競売」を「民事執行法その他の法律の規定に基づく競売(以下この条において単に「競売」という。)」に、「第五百六十九条から前条まで」を「第五百四十二条及び第五百四十二条の規定並びに第五百六十三条(第五百六十五条において準用する場合を含む。)に改め、同条に次の二項を加える。 4 前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については適用しない。 第五百六十九条及び第五百七十一条を次のように改める。 (抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求)
第五百六十九条 削除 第五百七十二条 「第五百六十一条から前条までの規定による」を「第五百六十二条第一項本文又は第五百六十五条に規定する場合における」に改める。	第五百六十九条 第五百八十二条の二 前条の規定にかかるわらず、書面による消費貸借は、当事者の一方が金銭その他物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約することによって、その効力を生ずる。 第五百七十三条 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その賠償を請求することができる。 3 書面による消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によつて損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。 4 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その消費貸借は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。
第五百七十六条の見出し中「失う」を「取得すれば契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないために、売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでの時期を経過したとき。	第五百七十六条 第五百八十八条の見出し中「失う」を「取得すれば契約をした目的を達することができない場合において同じ。」を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代

金の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、
2 売主は、代金の支払を拒むことができない。

買主は、「若しくは一部を取得することができず、又は」に、「限度」を「程度」に改める。

第五百七十七条中「不動産について」の下に「契約の内容に適合しない」を加える。

第五百七十九条中「支払った代金」の下に「別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額。第五百八十三条第一項において同じ。」を加える。

第五百八十二条第一項中「対しても、その効力を生ずる」を「対抗することができる」に改め、同条第二項中「登記をした」を「前項の登記がされた後に第六百五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた」に改める。

第五百八十二条の次に次の二項を加える。
(書面による消費貸借等)

第五百八十七条の二 前条の規定にかかるわらず、書面による消費貸借は、当事者の一方が金銭その他物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約することによって、その効力を生ずる。

第五百八十七条の二 前条の規定にかかるわらず、書面による消費貸借の借主は、貸主から金銭その他物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によつて損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

第五百八十七条の二 前条の規定にかかるわらず、書面による消費貸借は、借主が貸主から金銭その他物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

第五百八十八条 第五百八十九条及び第五百九十条を次のように改める。
(利息)

<p>第五百八十九条 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。</p> <p>2 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。</p> <p>(貸主の引渡義務等)</p> <p>第五百九十条 第五百五十二条の規定は、前条第一項の特約のない消費貸借について準用する。</p> <p>2 前条第一項の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。</p> <p>第五百九十一條第二項中「借主は」の下に「、返還の時期の定めの有無にかかわらず」を加え、同条に次の二項を加える。</p> <p>3 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによつて損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。</p> <p>第五百九十三条中「一方が」の下に「ある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取つた物について」を加え、「した後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取る」を「して契約が終了したときに返還をすることを約する」に改め、同条の次に第一条を加える。</p> <p>(借用物受取り前の貸主による使用貸借の解除)</p> <p>第五百九十三条の二 貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をができる。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。</p> <p>第五百九十六条の見出しを「(貸主の引渡義務等)」に改める。</p> <p>第五百九十七条から第五百九十九条までを次のようにより改める。</p> <p>第五百九十六条の見出しを「(貸主の引渡義務等)」に改める。</p> <p>第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了するこ^とによって終了する。</p> <p>2 当事者が使用貸借の期間を定めなかつた場合</p>		<p>において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによつて終了する。</p> <p>2 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかつたときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。</p> <p>3 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。</p> <p>(借主による取去等)</p> <p>第五百九十九条 借主は、借用物を受け取つた後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を取去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。</p> <p>2 借主は、借用物を受け取つた後にこれに附属させた物を取去することができる。</p> <p>3 借主は、借用物を受け取つた後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>第六十条に次の二項を加える。</p> <p>2 前項の損害賠償の請求権について、貸主が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p> <p>(第六十一条中「支払うこと」の下に「及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還する」とを加える。</p> <p>第六十二条中「処分につき行為能力の制限を受けた者又は」を削り、同条に後段として次のようないに加える。</p>	<p>第六百四条中「二十年」を「五十年」に改める。</p> <p>第六百五条中「その後」を削り、「に対しても、その効力を生ずる」を「その他の第三者に對抗することができる」に改め、同条の次に次の二項を加える。</p> <p>(不動産の質貸人たる地位の移転)</p> <p>第六百五条の二 前条 借地借家法(平成三年法律第九号)第十条又は第三十一条その他の法令の規定による質貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の質貸人たる地位は、その譲受人に移転する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、質貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に質貸する旨の合意をしたときは、譲渡人に質貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた質貸人たる地位は、譲受人に移転する。</p> <p>3 第一項又は前項後段の規定による質貸人たる地位の移転は、質貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、質借人に对抗することができない。</p> <p>4 第一項又は第二項後段の規定により質貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、第六百八条の規定による費用の償還に係る債務及び第六百二十二条の二第一項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。</p> <p>(合意による不動産の質貸人たる地位の移転)</p> <p>第六百五条の三 不動産の譲渡人が質貸人であるときは、その質貸人たる地位は、質借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用</p>	<p>契約でこれより長い期間を定めたときであつても、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(不動産の質借人による妨害の停止の請求等)</p> <p>第六百五条の四 不動産の質借人は、第六百五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。</p> <p>一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する返還の請求</p> <p>二 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求</p> <p>三 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に定める請求をすることができる。</p> <p>第六百六条の見出しを「(質貸人による修繕等)」に改め、同条第一項に次の二項を加える。</p> <p>一 ただし、質借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となつたときは、この限りでない。</p> <p>二 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求</p> <p>第六百七条の次に次の二項を加える。</p> <p>(質借人による修繕)</p> <p>第六百七条の二 質借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、質借人は、その修繕をすることができる。</p> <p>一 質借人が質貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は質貸人がその旨を知つたにもかかわらず、質貸人が相当の期間内に必要な修繕を行なわないときは、</p> <p>二 急迫の事情があるとき</p> <p>第六百九条中「収益を目的」を「耕作又は牧畜を目的」に改め、ただし書を削る。</p> <p>第六百十一条の見出しを「(質借物の一部滅失等による質料の減額等)」に改め、同条第一項を次のように改める。</p> <p>賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合において、それが質借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、質料は、その使用及び収益をすることができなくなつた部分の割合に応じて、減額される。</p> <p>第六百十一条第二項中「前項の」を「質借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた部</p>
--	--	---	--	---

<p>第六百十三条第一項中「に対して直接」を「と 賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範 囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく 債務を直接履行する」に改め、同条に次の二項を 加える。</p> <p>3 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、 賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により 解除することをもって転借人に対抗することができ ない。ただし、その解除の当时、賃貸人が 賃借人の債務不履行による解除権を有していた ときは、この限りでない。</p> <p>第六百十六条の見出しを「(賃借人による使用及 び収益)に改め、同条中「第五百九十七条第一 項及び第五百九十八条」を削る。</p> <p>第三編第二章第七節第三款中第六百十七条の前 に次の二条を加える。</p> <p>(賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了)</p> <p>第六百十六条の二 賃借物の全部が滅失その他の 事由により使用及び収益をすることができなく なった場合には、賃貸借は、これによって終了 する。</p> <p>第六百十九条第一項ただし書中「ただし、」の下 に「第六百二十二条の二第一項に規定する」を加 える。</p> <p>第六百二十条中「おいて、当事者の一方に過失 があつたときは、その者に対する」を「おいては、」 に改める。</p> <p>(賃借人の原状回復義務)</p> <p>第六百二十一 条及び第六百二十二条を次のように よつて生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年 変化を除く。以下この条において同じ。)がある 場合において、賃貸借が終了したときは、その 損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その 損傷が賃借人の責めに帰することができない事 由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(使用賃借の規定の準用)</p>	
<p>第六百二十二条 第五百九十七条第一項、第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百条の規定は、賃貸借について準用する。</p> <p>第三編第二章第七節に次の二款を加える。</p> <p>第四款 敷金</p> <p>第六百二十二条の二 賃貸人は、敷金(いかなる 名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸 借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金 銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、 賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下こ の条において同じ。)を受け取っている場合にお いて、次に掲げるときは、賃借人に對し、その 受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じ た賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的と する債務の額を控除した残額を返還しなければ ならない。</p> <p>一 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。 二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。</p> <p>(請負人の担保責任の制限)</p> <p>第六百三十六条 請負人が種類又は品質に関する 契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者 に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合 にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物 が種類又は品質に関する契約の内容に適合しな いとき)は、注文者は、注文者の供した材料の 性質又は注文者の与えた指図によつて生じた不 適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の 減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除を することができない。ただし、請負人がその材 料又は指図が不適当であることを知りながら告 げなかつたときは、この限りでない。</p> <p>第六百三十七条 削除</p> <p>(請負人の担保責任の制限)</p> <p>第六百三十五条 削除</p> <p>第六百三十六条 請負人が種類又は品質に関する 契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者 に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合 にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物 が種類又は品質に関する契約の内容に適合しな いとき)は、注文者は、注文者の供した材料の 性質又は注文者の与えた指図によつて生じた不 適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の 減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除を することができない。ただし、請負人がその材 料又は指図が不適当であることを知りながら告 げなかつたときは、この限りでない。</p> <p>第六百三十七条 削除</p> <p>(雇用の割合に応じた報酬)</p> <p>第六百二十四条の二 労働者は、次に掲げる場合 には既にした履行の割合に応じて報酬を請求 することができる。</p> <p>一 使用者の責めに帰することができない事由 によつて労働に従事することができなくなつ たとき。</p> <p>二 雇用が履行の中途中で終了したとき。</p> <p>(雇用の割合に応じた報酬)</p> <p>第六百二十四条第一項中「雇用が当事者の一方 若しくは第三者の終身の間継続すべき」を「その 終期が不確定である」に改め、ただし書を削り、 同条第二項中「ときは、三箇月前に」を「者は、 それが使用者であるときは三箇月前、労働者であ るときは三箇月前」に改める。</p>	
<p>るときは、「週間に」、「に改める。</p> <p>第六百一十七条第一項中「には、」の下に「使用 者からの」を加える。</p> <p>第六百三十六条の前の見出しを削り、同条から 第六百三十七条に改める。</p> <p>第六百三十四条 次に掲げる場合において、請負 人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給 付によつて注文者が利益を受けるときは、その 部分を仕事の完成とみなす。この場合において、 請負人は、注文者が受けける利益の割合に応じて 報酬を請求することができる。</p> <p>一 注文者の責めに帰することができない事由 によつて仕事を完成することができなくなつ たとき。</p> <p>二 請負人が仕事の完成前に解除されたとき。</p> <p>第六百三十五条 削除</p> <p>(雇用の割合に応じた報酬)</p> <p>第六百三十六条 請負人が種類又は品質に関する 契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者 に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合 にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物 が種類又は品質に関する契約の内容に適合しな いとき)は、注文者は、注文者の供した材料の 性質又は注文者の与えた指図によつて生じた不 適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の 減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除を することができない。ただし、請負人がその材 料又は指図が不適当であることを知りながら告 げなかつたときは、この限りでない。</p> <p>第六百三十七条 削除</p> <p>(雇用の割合に応じた報酬)</p> <p>第六百四十四条の二 受任者は、委任者の許諾を 得たとき、又はやむを得ない事由があるときで なければ、復受任者を選任することができない。 代理権を付与する委任において、受任者が代 理権を有する復受任者を選任したときは、復受 任者は、委任者に対して、その権限の範囲内に おいて、受任者と同一の権利を有し、義務を負 う。</p> <p>第六百四十八条第三項を次のように改める。</p> <p>3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履 行の割合に応じて報酬を請求することができる。 一 委任者の責めに帰することができない事由 によつて委任事務の履行をすることができな くなったとき。</p> <p>二 委任が履行の中途中で終了したとき。</p> <p>第六百四十八条の次に次の二条を加える。</p> <p>(成果等に対する報酬)</p> <p>第六百四十八条の二 委任事務の履行により得ら れるときは、「週間に」、「に改める。</p> <p>第六百四十九条 第五百九十七条第一項並びに第六百条の規定は、賃貸借について準用する。</p> <p>第三編第二章第七節に次の二款を加える。</p> <p>第四款 敷金</p> <p>第六百二十二条の二 賃貸人は、敷金(いかなる 名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸 借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金 銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、 賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下こ の条において同じ。)を受け取っている場合にお いて、次に掲げるときは、賃借人に對し、その 受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じ た賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的と する債務の額を控除した残額を返還しなければ ならない。</p> <p>一 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。 二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。</p> <p>(請負人の担保責任の制限)</p> <p>第六百三十六条 請負人が種類又は品質に関する 契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者 に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合 にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物 が種類又は品質に関する契約の内容に適合しな いとき)は、注文者は、注文者の供した材料の 性質又は注文者の与えた指図によつて生じた不 適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の 減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除を することができない。ただし、請負人がその材 料又は指図が不適当であることを知りながら告 げなかつたときは、この限りでない。</p> <p>第六百三十七条 削除</p> <p>(雇用の割合に応じた報酬)</p> <p>第六百二十四条の二 労働者は、次に掲げる場合 には既にした履行の割合に応じて報酬を請求 することができる。</p> <p>一 使用者の責めに帰することができない事由 によつて労働に従事することができなくなつ たとき。</p> <p>二 雇用が履行の中途中で終了したとき。</p> <p>(雇用の割合に応じた報酬)</p> <p>第六百二十四条第一項中「雇用が当事者の一方 若しくは第三者の終身の間継続すべき」を「その 終期が不確定である」に改め、ただし書を削り、 同条第二項中「ときは、三箇月前に」を「者は、 それが使用者であるときは三箇月前、労働者であ るときは三箇月前」に改める。</p>	

れる成果に対し報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2 第六百三十四条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

第六百五十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

二 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く）をも目的とする委任を解除したとき。

第六百五十七条中「相手方のために保管をする」とを約してある物を受け取る」を「ある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾する」に改め、同条の次に次の二条を加える。（寄託物受取り前の寄託による寄託の解除等）

第六百五十七条の二 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、受寄者は、その契約の解除によって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。

2 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。

3 受寄者は、書面による寄託の受寄者に限る。は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をして、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。

第六百五十八条第一項中「使用し、又は第三者にこれを保管させる」を「使用する」に改め、同（損害賠償及び費用の償還の請求権についての

条第一項を次のように改める。

2 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。

第六百五十八条に次の二項を加える。

3 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。

第六百五十九条の見出しを「（無報酬の受寄者の注意義務）」に改め、同条中「で寄託を受けた者」を「の受寄者」に改める。

第六百六十条の見出しを「（受寄者の通知義務等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

第六百六十条に次の二項を加える。

2 第三者が寄託物について権利を主張する場合であつても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対するその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決（確定判決同一の効力を有するものを含む。）があつたときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。

第六百六十五条の二 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。

2 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者から寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。

3 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによつて第三者に損害が生じたときであつても、その賠償の責任を負わない。

第六百六十二条の見出しを「（寄託による返還請求等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。

第六百六十四条の次に次の二項を加える。

期間の制限

第六百六十四条の二 寄託物の一部滅失又は損傷によって生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。

2 前項の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第六百六十五条中「第六百五十条まで（同条第三項を除く。）」を「第六百四十八条まで、第六百四十九条並びに第六百五十条第一項及び第二項」に改め、同条の次に次の二項を加える。

2 第六百七十条の見出し中「業務の」の下に「決定及び」を加え、同条第一項中「の執行」を削り、「で決する」を「をもつて決定し、各組合員がこれを執行する」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六百七十二条の二 組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があつても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。

第六百七十三条の二 組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があつても、他の組合員の間においては、組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができない。

2 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めに従つて、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。

第六百七十二条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。

第六百七十二条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。

第六百七十二条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。

（他の組合員の債務不履行）

第六百六十七条の二 第五百三十三条及び第五百三十六条の規定は、組合契約については、適用しない。

2 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができない。

第六百六十七条の二 各組合員は、組合の業務を行つて、組合員の過半数の同意を得たときは、他の組合員を代理することができます。

第六百七十二条の二 各組合員は、組合の業務を行つて、組合員の過半数の同意を得たときは、他の組合員を代理することができます。

<p>ときは、業務執行者のみが組合員を代理することができる。この場合において、業務執行者が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者は、組合の常務を行なうときは、単独で組合員を代理することができる。</p> <p>第六百七十二条中「業務を」の下に「決定し、又は」を加える。</p> <p>第六百七十三条第一項中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改め、「業務の」の下に「決定及び」を加える。</p> <p>第六百七十三条中「を執行する」を「の決定及び執行をする」に改める。</p> <p>第六百七十五条の見出しを「組合の債権者の権利の行使」に改め、同条中「その債権の発生の時に組合員の損失分担の割合を知らなかつたときは、各組合員に対して等しい割合で」を「組合財産について」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>2 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の時に各組合員の損失分担の割合を知つてゐたときは、その割合による。</p> <p>第六百七十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。</p> <p>第六百七十七条を次のように改める。</p> <p>（組合員の加入）</p> <p>第六百七十七条の次に次の二項を加える。</p> <p>（組合員の加入）</p> <p>第六百七十七条の二 組合員は、その全員の同意</p>
<p>によって「又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。</p> <p>2 前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。</p> <p>第六百八十条の次に次の二項を加える。</p> <p>（脱退した組合員の責任等）</p> <p>第六百八十二条の二 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない場合には、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求する。</p> <p>第六百八十二条中「その目的である事業の成功又はその成功の不能」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>一 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能</p> <p>二 組合契約で定めた存続期間の満了</p> <p>三 組合契約で定めた解散の事由の発生</p> <p>四 総組合員の同意</p> <p>第六百八十五条第二項中「総組合員」を「組合員」に改める。</p> <p>第六百八十六条を次のように改める。</p> <p>（清算人の業務の決定及び執行の方針）</p> <p>第六百八十六条 第六百七十二条第二項から第五項まで並びに第六百七十三条の二第二項及び第三項の規定は、清算人について準用する。</p> <p>第六百八十七条中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改める。</p> <p>第六百八十七条 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。</p> <p>第六百八十七条を次のように改める。</p> <p>（組合員の加入）</p> <p>第六百八十七条の次に次の二項を加える。</p> <p>（組合員の加入）</p> <p>第六百八十七条の二 組合員は、その全員の同意</p>
<p>によって「又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。</p> <p>2 前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。</p> <p>第六百八十二条の二 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない場合には、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求する。</p> <p>第六百八十二条中「その目的である事業の成功又はその成功の不能」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>一 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能</p> <p>二 組合契約で定めた存続期間の満了</p> <p>三 組合契約で定めた解散の事由の発生</p> <p>四 総組合員の同意</p> <p>第六百八十五条第二項中「総組合員」を「組合員」に改める。</p> <p>第六百八十六条を次のように改める。</p> <p>（施行期日）</p> <p>第六百八十六条 第一千九十八条第一項第一号に規定する「三年間」とあるのは、「五年間」とする。</p> <p>第六百八十五条第二項中「第六百四十四条」の下に「、第六百四十五条」を加える。</p> <p>第六百八十六条第二項を削る。</p> <p>第六百八十六条第二項を削る。</p> <p>第六百八十五条第二項中「並びに第六百四十八条の二」を加える。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三十七条の規定 公布の日</p> <p>二 附則第三十三条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>（施行期日）</p> <p>第六百八十六条 第六百七十二条第二項から第五項まで並びに第六百七十三条の二第二項及び第三項の規定は、清算人について準用する。</p> <p>第六百八十七条中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改める。</p> <p>第六百八十七条 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。</p> <p>第六百八十七条を次のように改める。</p> <p>（組合員の加入）</p> <p>第六百八十七条の次に次の二項を加える。</p> <p>（組合員の加入）</p> <p>第六百八十七条の二 組合員は、その全員の同意</p>
<p>によって「又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。</p> <p>2 前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。</p> <p>第六百八十二条の二 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない場合には、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求する。</p> <p>第六百八十二条中「その目的である事業の成功又はその成功の不能」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。</p> <p>一 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能</p> <p>二 組合契約で定めた存続期間の満了</p> <p>三 組合契約で定めた解散の事由の発生</p> <p>四 総組合員の同意</p> <p>第六百八十五条第二項中「総組合員」を「組合員」に改める。</p> <p>第六百八十六条を次のように改める。</p> <p>（清算人の業務の決定及び執行の方針）</p> <p>第六百八十六条 第六百七十二条第二項から第五項まで並びに第六百七十三条の二第二項及び第三項の規定は、清算人について準用する。</p> <p>第六百八十七条中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改める。</p> <p>第六百八十七条 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。</p> <p>第六百八十七条を次のように改める。</p> <p>（組合員の加入）</p> <p>第六百八十七条の次に次の二項を加える。</p> <p>（組合員の加入）</p> <p>第六百八十七条の二 組合員は、その全員の同意</p>

おいて準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に取り消すことができる行為がされた場合におけるその行為の追認(法定追認を含む。)については、新法第一百一十二条、第一百二十一条及び第一百一十五条(これらの規定を新法第八百七十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。(条件に関する経過措置)

第九条 新法第一百三十一条第二項の規定は、施行日前にされた法律行為については、適用しない。
(時効に関する経過措置)

第十条 施行日前に債権が生じた場合(施行日以後に債権が生じた場合であつて、その原因である法律行為が施行政日前にされたときを含む。以下同じ。)におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第一百四十五条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

11 条 施行日前に旧法第一百四十七条に規定する時効の中止の事由又は旧法第一百五十八条から第一百六十一条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3 新法第一百五十五条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合(その合意の内容を記録した電磁的記録(新法第一百五十五条第四項に規定する電磁的記録をいう。附則第三十三条第二項において同じ。)によつてされた場合を含む。)におけるその合意については、適用しない。

4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。(債権を目的とする質権の対抗要件に関する経過措置)

第十一條 施行日前に設定契約が締結された債権を目的とする質権の対抗要件については、新法第三百六十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(指図債権に関する経過措置)

第十二条 施行日前に生じた旧法第三百六十五条に規定する指図債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

(根抵当権に関する経過措置)

第十三条 施行日前に設定契約が締結された根抵当権の被担保債権の範囲については、新法第三百九十八条の二第三項及び第三百九十八条の三第一項において同じ。)における

第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 新法第三百九十八条の七第三項の規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

3 施行日前に締結された更改の契約に係る根抵当権の移転については、新法第三百九十八条の二第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 施行日前に債権が生じた将来において取得すべき七第四項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(債権の目的に関する経過措置)

第十四条 施行日前に債権が生じた場合におけるその債務者の注意義務については、新法第四百条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

15 条 施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第四百四十四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 新法第四百四十四条の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があつた期のうち直近のもの(以下この項において「直近変動期」という。)とあるのは「民法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年三パーセント」とする。

3 新法第四百二十二条の七の規定は、施行日前に規定する債務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る債権者代位権については、なお従前の例による。

4 新法第四百二十二条の八第一項において準用する場合(この項の規定を除く。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

5 新法第四百二十二条の八第一項において準用する場合(この項の規定を除く。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

6 新法第四百二十二条の八第一項において準用する場合(この項の規定を除く。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(債務不履行の責任等に関する経過措置)

第十七条 施行日前に生じた旧法第四百二十八条以後に債務が生じた場合(施行日以後に債務が生じた場合であつて、その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

2 施行日前に生じた旧法第四百三十条に規定する不可分債務及び旧法第四百三十二条に規定する連帶債務(これらの原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新法第四百三十二条から第四百三十五条の二まで、第四百五十五条、第四百十六条第二項、第四百八十八条及び第四百二十二条の二第一項において同じ。)における

第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 新法第四百一十七条の二(新法第七百二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に生じた将来において取得すべし利益又は負担すべき費用についての損害賠償請求権については、適用しない。

3 施行日前に債務者が遅延の責任を負つた場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第四百十九条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧法第四百二十一条第一項に規定する損害賠償の額の予定に係る合意及び旧法第四百二十二条に規定する金銭でないものを損害の賠償に充てるべき旨の予定に係る合意については、なお従前の例による。

(債権者代位権に関する経過措置)

第十八条规定する債務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る債権者代位権については、なお従前の例による。

2 保証人になろうとする者は、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第一項(新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。)の公正証書の作成を嘱託することができる。

(保証債務に関する経過措置)

第十九条规定する債務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る債権者代位権については、なお従前の例による。

3 公証人は、前項の規定による公正証書の作成の嘱託があつた場合には、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第一項及び第四百六十五条の七(これらの規定を新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その作成をすることができる。

(債権の譲渡に関する経過措置)

第十九条规定する債務者が債権者を害することを知つて有する権利については、適用しない。

(詐害行為取消権に関する経過措置)

第二十条 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、新法第四百六十六条から第四百六十九条までの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(債務に関する経過措置)

第二十一条 施行日前に生じた旧法第四百二十八条に規定する不可分債務(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

2 施行日前に生じた旧法第四百三十二条に規定する連帶債務(これらの原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新法第四百三十二条から第四百三十五条の二まで、第四百五十五条、第四百十六条第二項、第四百八十八条及び第四百二十二条の二第一項において同じ。)における

第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に生じた旧法第四百二十四条第一項に規定する債務者が債権者を害することを知つて有する権利については、適用しない。

(債務の引受けに関する経過措置)

第二十二条 施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、新法第四百六十六条から第四百六十九条までの規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(債務の引受けに関する経過措置)

第二十三条 新法第四百七十条から第四百七十二条の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しな

(不可分債権、不可分債務、連帯債権及び連帯債務に関する経過措置)

第二十四条 新法第四百七十条から第四百七十二条の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

い。(記名式所持人払債権に関する経過措置)

第二十四条 施行日前に生じた旧法第四百七十二条に規定する記名式所持人払債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。

第二十五条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、次項に規定するものほか、なお従前の例による。

(弁済に関する経過措置)

第二十六条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百二十六条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。

(相殺に関する経過措置)

第二十七条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第四百八十八条から第四百九十二条までの規定にかかるものほか、なお従前の例による。

(債務に関する経過措置)

第二十八条 施行日前にされた旧法第五百五十三条第二項に規定する意思表示については、なお従前の例による。

(相殺に関する経過措置)

第二十九条 施行日前にされた旧法第五百五十三条第二項に規定する意思表示については、新法第五百三十七条第二項及び第五百三十八条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。

(債務に関する経過措置)

第三十条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十九条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。

(債務に関する経過措置)

第三十一条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十二条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。

(債務に関する経過措置)

第三十二条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十三条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。

(債務に関する経過措置)

第三十三条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十四条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。

(債務に関する経過措置)

第三十四条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十五条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。

(債務に関する経過措置)

(契約の成立に関する経過措置)	
2	第二十九条 施行日前に契約の申込みがされた場合におけるその申込み及びこれに対する承諾については、なお従前の例による。
3	第三十条 施行日前にされた契約の申込みについては、新法第五百二十九条から第五百三十条までの規定にかかるものほか、なお従前の例による。
2	第三十一条 施行日前に締結された契約に係る同時履行の抗弁及び危険負担については、なお従前の例による。
3	第三十二条 施行日前に締結された契約に係る同時履行の抗弁及び危険負担については、なお従前の例による。
2	第三十三条 施行日前に締結された契約に係る同时履行の抗弁及び危険負担については、なお従前の例による。
3	第三十四条 施行日前に締結された契約に係る同时履行の抗弁及び危険負担については、なお従前の例による。
2	第三十五条 旧法第七百二十四条後段(旧法第九百三十四条第三項)に規定する定型取引(新法第五百四十七条第三項、第九百五十条第二項及び第九百五十七条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合におけるその期間がこの法律の施行の際既に経過していなかった場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。
3	第三十六条 施行日前に遺言執行人の復任権及び報酬に関する経過措置

む。)には、適用しない。

3 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

(贈与等に関する経過措置)

第三十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第三十八条 施行日前に贈与、売買、消費貸借(旧法第五百八十九条に規定する消費貸借の予約を含む。)、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しそ他の特約については、なお従前の例によると。

理由

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十条 施行日前に贈与、売買、消費貸借(旧法第五百八十九条に規定する消費貸借の予約を含む。)、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しそ他の特約については、なお従前の例によると。

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

2 施行日前に遺言執行人の報酬については、新法第六百四十八条第三項及び第六百四十八条の二の規定にかかるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

3 前項に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

4 前項の規定は、同項に規定する契約の当事者の一方(契約又は法律の規定により解除権を現行使することができる者を除く。)により反対の意思の表示が書面でされた場合(その内容を記録した電磁的記録によつてされた場合を含む。)には、適用しない。

(記名式所持人払債権に関する経過措置)	
2	第二十四条 施行日前に生じた旧法第四百七十二条に規定する記名式所持人払債権(その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。)については、なお従前の例による。
3	第二十五条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百二十六条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。
4	第二十六条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第四百八十八条から第四百九十二条までの規定にかかるものほか、なお従前の例による。
5	第二十七条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十七条第二項及び第五百三十八条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。
6	第二十八条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十九条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。
7	第二十九条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十二条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。
8	第三十条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十三条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。
9	第三十一条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十四条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。
10	第三十二条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十五条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。
11	第三十三条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十六条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。
12	第三十四条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十七条の規定にかかるものほか、なお従前の例による。
13	第三十五条 旧法第七百二十四条後段(旧法第九百三十四条第三項)に規定する定型取引(新法第五百四十七条第三項、第九百五十条第二項及び第九百五十七条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合におけるその期間がこの法律の施行の際既に経過していなかった場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。
14	第三十六条 施行日前に遺言執行人の復任権及び報酬に関する経過措置

5 前項の規定は、同項に規定する契約の当事者の一方(契約又は法律の規定により解除権を現行使することができる者を除く。)により反対の意思の表示が書面でされた場合(その内容を記録した電磁的記録によつてされた場合を含む。)には、適用しない。

(有価証券に関する経過措置)	
2	第二十八条 新法第五百二十条の二から第五百二十二条までの規定は、施行日前に発行された証券については、適用しない。
3	第三十九条 施行日前に遺言執行人の復任権及び報酬に関する経過措置
4	第四十条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百二十六条第二項において準用する旧法第五百六十六条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
5	第四十一条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百二十七条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
6	第四十二条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百二十八条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
7	第四十三条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百二十九条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
8	第四十四条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
9	第四十五条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十四条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
10	第四十六条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十五条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
11	第四十七条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十六条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
12	第四十八条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十七条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
13	第四十九条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十八条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
14	第五十条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百三十九条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
15	第五十一条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
16	第五十二条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十一条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
17	第五十三条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十二条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
18	第五十四条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十三条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
19	第五十五条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十四条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
20	第五十六条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十五条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
21	第五十七条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十六条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
22	第五十八条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十七条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。
23	第五十九条 施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、新法第五百四十八条の規定に規定する責任については、なお従前の例による。

四項、第八百七条第四項及び第八百九条第四項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第八百六十三条第二項中「第四百一十五条及び第四百二十六条」を「第四百一十四条の五、第四百二十四条の七第一項及び第四百一十五条及から第四百二十六条まで」に、「会社法」を「会社法」に改め、「掲げる行為によつて」との下に「同法第四百一十四条の五第一号中「債務者」とあるのは「清算持分会社（会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいい、合名会社及び合資会社に限る。以下同じ。）と、同条第二号並びに同法第四百二十四条の七第一項及び第四百一十五条から第四百二十六条までの規定中「債務者」とあるのは「清算持分会社」と」を加える。

第八百六十五条第四項中「及び第四百一十五条」を「第四百一十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百一十五条から第四百一十五条の四まで」に、「害すべき事実」を「害すること」と改め、「であること」との下に「同法第四百一十四条の五各号中「債権者を害すること」とあるのは「著しく不公正であること」とを加える。

（会社法の一一部改正に伴う経過措置）

第四十七条 施行日前に会社の他の会社に対する事業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡については、前条の規定による改正後の会社法（以下この条において「新会社法」という。）第二十三条の二第一項及び第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた意思表示に係る設立時発行株式（前条の規定による改正前の会社法（以下この条において「旧会社法」という。）第二十五条第一項第一号に規定する設立時発行株式をいう。）の引受けについては、新会社法第五十一条並びに第二百二条第五項及び第六項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる裁判所が決定した価格に対

する利息については、当該各号に定める規定にかかるらず、なお従前の例による。

一 施行日前に旧会社法第一百六十六条第一項各号

の行為に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合（同項各号の行為をするために株主総会の決議を要しない場合にあつては、当該行為に係る取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定が行われたとき）におけるその行為に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第一百七条第四項

二 施行日前に旧会社法第一百八十八条第一項各号に掲げる定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更に係る新株予約権買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第一百八十九条第四項

三 施行日前に旧会社法第一百七十二条第一項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得について裁判所が決定した価格 新会社法第一百七十二条第四項

四 施行日前に旧会社法第一百七十九条の三第一項の規定による通知がされた場合におけるその株式等売渡請求について裁判所が決定した価格 新会社法第一百七十九条の八第二項

五 施行日前に旧会社法第一百八十一条第二項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第一百八十二条の五第四項

六 施行日前に事業譲渡等（旧会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。以下この号において同じ。）に係る契約が締結された場合におけるその事業譲渡等に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第四百七十二条の五第四項

七 施行日前に持分会社（旧会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）の社員となつた者の当該持分会社の債務を弁済する責任については、新会社法第五百八十二条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

8 施行日前に持分会社の業務を執行する社員又は旧会社法第五百九十八条第一項の規定により選任された社員の職務を行ふべき者（次項において単に「社員の職務を行ふべき者」という。）となつた者の報酬については、新会社法第五百九十三条第四項（新会社法第五百九十八条第二項において準用する民法改正法による改正後の民法（以下「新民法」という。）第六百四十八条第三項及び第六百四十八条の二の規定にかかるらず、なお従前の例による。

9 施行日前に持分会社の業務を執行する社員、社員の職務を行ふべき者又は清算持分会社（旧会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいう。）の清算人となつた者の利益相反取引について、新会社法第五百九十五条第二項（新会社法第五百九十八条第二項及び第六百五十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定

株式をいう。）の引受けについては、新会社法第二百十一条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

5 施行日前に取締役、執行役又は清算株式会社（会社法いう。）の清算人となつた者の利益相反取引については、新会社法第三百五十六条第二項（新会社法第四百十九条第二項及び第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、なお従前の例による。

6 施行日前に旧会社法第五百四十五条第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

7 施行日前に持分会社（旧会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）の社員となつた者の当該持分会社の債務を弁済する責任については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

8 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第四項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

9 施行日前に旧会社法第八百六十三条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

10 施行日前に提起された除名の訴えに係る退社に伴う持分の払戻しについては、新会社法第六百十一条第六項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

11 施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは株式交換契約が締結され、又は組織変更計画、新設分割計画若しくは株式移転計画が作成された組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧会社法第八百六十三条第一項各号に掲げる行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

13 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第四項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

14 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

15 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

16 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

17 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

18 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

19 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

20 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

21 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

22 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

23 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

24 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

25 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

26 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

27 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

28 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

29 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

30 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

31 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

32 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

33 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

34 施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

35 施行日前に持分会社の業務を執行する社員、社員の職務を行ふべき者又は清算持分会社（旧会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいう。）の清算人となつた者の利益相反取引について、新会社法第五百九十五条第二項（新会社法第五百九十八条第二項及び第六百五十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定

（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の一部改正）

36 施行日前にされた意思表示に係る募集株式買取請求について裁判所が決定した価格 新会社法第四百七十二条の五第四項

（旧会社法第一百九十九条第一項に規定する募集

条第一項中「第九十三条ただし書若しくは第九十五条の規定による無効又は同法」を「第九十五条第一項又は」に改め、「及び第二項」を削り、「取消し」を「強迫による意思表示の取消しに」に改め、同条第二項第一号中「無効又は」を削る。

第十三条中「第一百七十三条第二項」を「第一百七十二条第二項」に、「同項」を「同号」に改める。

第十六条第一項第四号中「不可分債権」の下に「又は連帶債権」を加える。

第二十三条中「電子記録債権は」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第三十四条第二項中「の債権による相殺」を「が主張することができる抗弁」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、当該電子記録保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第三十五条第一項中「第四百五十九条」の下に「第四百五十九条の二」を加える。

第七十七条第二項及び第三項中「指名債権」を「債権」に改める。

(電子記録債権法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 施行日前に電子記録(前条の規定による改正前の電子記録債権法(第三項において「旧電子記録債権法」という)第二条第一項に規定する電子記録をいう。)の請求における相手方にされた意思表示については、前条の規定による改正後の電子記録債権法(以下この条において「新電子記録債権法」という)第十二条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 施行日前に無権代理人が代理人として行為をした場合におけるその無権代理人の責任については、新電子記録債権法第十三条の規定にかかるとおり。

わらず、なお従前の例による。

3 施行日前にされた電子記録保証(旧電子記録債権法第二条第九項に規定する電子記録保証をいう。)については、新電子記録債権法第三十四条第二項及び第三項並びに第三十五条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第五十五条 保険法(平成二十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「三年間行わない」を「こられらを行使することができる時から三年間行使しない」に改め、同条第二項中「一年間行わない」を「これを行使することができる時から一年間行使しない」に改める。

第五十六条 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「裁判上の代位に関する事件(第八十

五条第一項第一項)を「削除」に改める。

第五十七条 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「民法」の下に「(明治二

十九年法律第八十九号)」を加える。

第五十八条 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 施行日前に前条の規定による改正前の特別措置法第四条第一項又は第二項の規定による第三者に対する抗弁権の解除及び損害賠償により第三者に対抗することができる借地権に関する特別措置法第四条第一項又は第二項の規定による第三者に対する抗弁権の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

第六十条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「中止」を「完成猶予及び更新」に改める。

第六十一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第六十二条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第六十三条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次の

第六十三条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次の

第六十四条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次の

第六十四条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次の

第六十五条 施行日前に前条の規定による改正前の特別措置法(古物営業法)第二十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合における

第六十五条 施行日前に前条の規定による改正前の特別措置法(古物営業法)第二十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合における

第六十六条 古物営業法(昭和二十四年法律第六百六十六条)の一部を次のように改正する。

第六十七条 民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、

第六十七条第一項中「民法」の下に「(明治二

十九年法律第八十九号)」を加える。

第六十八条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第六十九条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十一条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十二条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

改め、同条第三項中「民法第百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 施行日前に前条の規定による改正前の特別措置法(古物営業法)第二十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合における

第六十四条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次の

第六十五条 施行日前に前条の規定による改正前の特別措置法(古物営業法)第二十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合における

第六十六条 古物営業法(昭和二十四年法律第六百六十六条)の一部を次のように改正する。

第六十七条 民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、

第六十七条第一項中「民法」の下に「(明治二

十九年法律第八十九号)」を加える。

第六十八条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第六十九条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十一条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十二条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十三条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十四条 国家公務員災害補償法(昭和二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十五条 施行日前に前条の規定による改正前の特別措置法(古物営業法)第二十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合における

第七十六条 古物営業法(昭和二十四年法律第六百六十六条)の一部を次のように改正する。

第七十七条 民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、

第七十七条第一項中「民法」の下に「(明治二

十九年法律第八十九号)」を加える。

第七十八条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

第七十九条 民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、

第七十九条第一項中「民法」の下に「(明治二

十九年法律第八十九号)」を加える。

第八十条 民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、

第八十条第一項中「民法」の下に「(明治二

十九年法律第八十九号)」を加える。

第八十一条 民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、

第八十一条第一項中「民法」の下に「(明治二

十九年法律第八十九号)」を加える。

第八十二条 民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、

第八十二条第一項中「民法」の下に「(明治二

十九年法律第八十九号)」を加える。

第八十三条 民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、

第八十三条第一項中「民法」の下に「(明治二

十九年法律第八十九号)」を加える。

に規定する更生事件をいう。以下この項及び次項において同じ。における否認及び施行日前にされた行為の更生事件における否認については、なお從前の例による。

施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における更生会社（旧更生特例法第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。）又は開始前会社（同条第六項に規定する開始前会社をいう。）について施行日以後に新更生特例法第三百三十二条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお從前の例による。

る改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新資産流動化法」という。第八十条第二項（新資産流動化法第百七十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、なお従前の例による。）
（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）
第九十一条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第二百二十二号）の一一部を次のように改正する。

は、前条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「新特定商取引法」という。）第九条の三第二項（新特定商取引法第二十四条の二第二項、第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（製造物責任法の一一部改正）

第九十六条 製造物責任法（平成六年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

の際既に完成していた場合については、適用しない。
(消費者契約法の一部改正)
第九十八条 消費者契約法（平成十二年法律第六八
十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第五項中「善意の」を「善意でかつ過
失がない」に改める。

規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお前述の例による。

第七十五条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改める。

第五条を次のように改める。
(消滅時効)

約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき。(当該消費者契約が請負契約である場合には、清負人が重量又は品質に関して契約の内容に

第八十九条 資産の流動化に関する法律（平成十一年法律第二百五号）の一部を次のようないて改正する。
第八十条第二項中「双方代理」を「双方代理等」に改め、「同項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

四号) の一部を次のように改正する。

第八十五条の十四の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第九十三条 施行日前に紛争解決手続(前条の規定による改正前の信託業法第二条第十三項に規定する紛争解決手続をいう)においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に

2 一 被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。
二 その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したとき。
人の生命又は身体を侵害した場合における損害賠償の請求権の消滅時効についての前項する。

（注）人の行為の種類によって別に見ること、其の結果の形態によって別に見ること

に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡されたとき（その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関する契約の内容に適合しないとき）。以下この項において同じ。）、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除するもの」を加え、「同項第一号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」を「引き渡された

第二百条第一項第一号を次のように改める。

係る時効の特例については、前条の規定による改正後の信託業法第八十五条の十四の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第一号の規定の適用については、同号中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」に、「瑕疪のない物をもつてこれに代える責任又は当該瑕疪を修補する」を「履行の追完をする責任又は不適合の程度に応じた代

るその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権を除く。第二百二条において同じ。)

(特定商取引に関する法律の一部改正)
第九十四条 特定商取引に関する法律(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

金若しくは報酬の減額をする」に改め、同項第2号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」を「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」として、「当

三号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とする。

第九条の二第一項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

第九十七条 前条の規定による改正前の製造物責任法（次項において「旧製造物責任法」という。）第五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際に経過していた場合におけるその期間

該瑕疵」を、「その目的物が種類又は品質に關して、契約の内容に適合しないこと」に、「瑕疵のない物をもつてこれに代える責任を負い、又は該瑕疵を修補する」を「又は履行の追完を

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う
を「いう」に改める。
第九十条 経過措置) 施行日前に取締役又は清算人となつた
者の利益相反取引については、前条の規定によ

第九条の二第二項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。
第十五条の二第一項ただし書中「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」を「電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律」に改める。
(特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十七条 前条の規定による改正前の製造物責任法(次項において「旧製造物責任法」という。)第五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

該瑕疵[」]を、「その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと」に、「瑕疵[」]のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵[」]を修補する[」]を「又は履行の追完をする[」]に改める。

第十一^二条第三項中「第八条第一項第五号」を「第八条第一項第一号又は第二号」に、「同条第二項各号に掲げる場合」を「同条第二項の場合」に改める。

<p>(消費者契約法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第九十九条 施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の消費者契約法(以下この条において「新消費者契約法」という)第四条第五項(新消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む)の規定にかかる規定による。</p> <p>2 施行日前に締結された消費者契約(前条の規定による改正前の消費者契約法第一条第三項に規定する消費者契約をいう)の条項については、新消費者契約法第八条及び第十二条第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p>
--

<p>(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)</p> <p>第一百条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十七条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予」に改める。</p> <p>(独立行政法人国民生活センター法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第一百一条 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国民生活センター法第十九条第一項の規定により和解の仲介の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の独立行政法人国民生活センター法第二十七条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>(消費者の財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二十七条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。</p> <p>第三十八条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。</p>
--

<p>(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)</p> <p>第一百四条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十三条の五中「第四百九十四条後段」を「第四百九十四条第二項ただし書」に、「同条後段中「過失なく」を「同項ただし書中「過失」に改め、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。</p>
--

<p>(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)</p> <p>第一百七条 施行日前に前条の規定による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改め、同条第三項中「中断、停止」を「完成猶予、更新」に改め、同条第四項中「民法第一百五十三条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。</p> <p>第二百四十二条の二第八項及び第九項を次のように改める。</p> <p>8 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成立しない。</p> <p>9 民法第一百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。</p>
--

(閉鎖機関令の一部改正)

第百一十三条 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第

七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四百一十四条の規定による

取消し」を「第四百一十四条第三項に規定する

詐害行為取消請求」に改める。

(旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内

にある財産の整理に関する政令の一部改正)

第一百二十四条 旧日本占領地域に本店を有する会

社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭

和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次

ように改正する。

第二十六条中「第四百一十四条」を「第三編

第一章第二節第三款」に改める。

(相続税法の一部改正)

第一百一十五条 相続税法(昭和二十五年法律第七

十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「中断及び停止」を「完

成猶予及び更新」に改める。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のため

にする供託の特例に関する政令の一部改正)

第一百一十六条 国外居住外国人等に対する債務の

弁済のために供託の特例に関する政令(昭

和二十五年政令第二十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条中「第一百六十七条第一項」を「第一百六

五項の項を次のように改める。

第五项の項を次のように改める。

五项の項を次のように改める。

(関税法の一部改正)

第百一十七条 関税法(昭和二十九年法律第六十

一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「中断及び停止」を「完

成猶予及び更新」に改め、「同条第五項」の下

に「及び第六項」を加え、「当該国税」とあ

るものは「当該関税」と削る。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第一百一十八条 施行日前に前条の規定による改正

前の関税法第十四条の二第二項において準用す

る第百三十五条の規定による改正前の国税通則

法(昭和三十七年法律第六十六号)。第百三十六

条において「旧国税通則法」という。第七十三

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第百三十二条 国家公務員共済組合法(昭和三十

三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改

正する。

第一百三十三条第三項中「中断」を「完成猶予及び

更新」に改める。

第一百三十三条第一項中「行わない」を「行使し

ない」に改め、同条第二項中「二年間行わない」

を「これらを使用することができる時から一年

間行使しない」に改める。

附則第二十条の八第三項中「民法第百五十三

条の規定にかかるらず、時効中断」を「時効の

更新」に改める。

附則第二十条の八第三項中「民法第百五十三

条の規定にかかるらず、時効中断」を「時効の

十九条から第四百四十四条まで」を「第四百四

十一条から第四百四十五条まで」に改める。

第四十二条中「第四百一十三条」を「第三編

第三章第一節第二款」に、「第四百一十四条」を

「第三款」に改める。

第七十三条の見出しを「時効の完成猶予及び

更新」に改め、同条第一項中「その処分の効力

が生じた時に中断し、当該各号に掲げる」を「當

該各号」に定める期間は完成せず、その「に、更

に進行する」を「新たにその進行を始める」に改

め、同条第二項中「規定により時効が中断さ

れた場合には、その「を削り、「ときにおいて

も、その時効中断の効力は、失われない」を「場

合においても、同項の規定による時効の完成猶

予及び更新は、その効力を妨げられない」に改

め、同条第五項中「中断し、又は当該国税が納

付されたときは、その中断し、又は納付された」

を「完成せず、又は新たにその進行を始める」と改

め、同条第六項中「中断せし、又は新たにその進行を始める」に改め、同条に次の一項を加える。

第七十三条 第二款(附帯税、過怠税及び国税の滞納処分

費を除く。)が納付されたときは、その納付さ

れた部分の国税に係る延滞税又は利子税につ

いての国税の徴収権の時効は、その納付の時

から新たにその進行を始める。

(国税通則法の一部改正)

第二十四条施行日前に前条の規定による改正

前の国税徴収法第二十六条に規定する差押財

産の換価に係る売却決定を行った場合における

その差押財産の換価については、なお従前の例

による。

(国税通則法の一部改正)

第二十五条 国税通則法の一部を次のように改

正する。

第八条中「第四百三十二条から第四百三十四

条まで」を「第四百三十六条」に、「第四百三

条」に、「第四百三

第七十三条第五項	国税(一) 国税の徴収権 特別還付金(一) 特別還付金を徴収する権利	国税(一) 国税の徴収権 特別還付金(一) 特別還付金を徴収する権利
第九十七条の二第二十四項の表第七十三条第五項の項の次に次のように加える。	第七十三条第六項	第七十三条第六項

3 施行日前に納税者が国を害することを知つてした法律行為がされた場合におけるその行為に係る旧国税通則法第四十二条において準用する

という。第百三十八条第三項、第百四十二条第一項に規定する時効の二項又は第百五十二条第一項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧船員保険法附則第六条第一項に規定する損害賠償については、なお従前の場合におけるその損害賠償については、なお従前の例による。

(労働基準法の一部改正)

第百六十四条 労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第五項中「中斷」を「完成猶予及び更新」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第百六十五条 施行日前に前条の規定による改正前の労働基準法第八十五条第五項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第百六十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「中斷」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四十二条中「権利は、」の下に「これらを使用することができる時から」を加える。

第五十八条第三項、第五十九条第四項及び第六十条第五項中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第六十四条第一項中「てん補される」を「填補される」に、「てん補する」を「填補する」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百六十七条 施行日前に前条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（次項において「旧労働者災害補償保険法」という。）第三十八条第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

施行日前に旧労働者災害補償保険法第六十四条第一項に規定する損害賠償の請求権が生じた場合におけるその損害賠償については、なお従前の例による。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第百六十八条 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第百六十九条 施行日前に理事となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の消費生活協同組合法第三十一条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(生活保護法の一部改正)

第百七十条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の三中「権利は、」の下に「これを行なうことができる時から」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第百七十七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百一十七号）の一部を次のように改める。

第四十二条（見出しを含む。）中「中斷」を「完 成猶予及び更新」に改める。

第六十条中「七年間行わない」を「これを行なうことができる時から」を加える。

第六十四条第一項中「てん補される」を「填補される」に、「てん補する」を「填補する」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七十二条 施行日前に前条の規定による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第四十二条に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第百七十三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十条第四項中「中斷」を「完成猶予及び更新」に改める。

第九十二条第一項中「権利は、」の下に「これらを使用することができる時から」を加え、「当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。」を削り、「五年を経過したとき」を「その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該保険給付の支給に係る第三十六条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」に改め、同条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改め、同条第四項中「保険給付を受ける権利」を「第一項に規定する保険給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利」に改める。

第百七十四条 厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）第九十条第四項（旧厚生年金保険法）において準用する場合を含む。又は第九十二条第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第百七十五条 引揚者給付金等支給法（昭和二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第百七十六条 施行日前に前条の規定による改正前の引揚者給付金等支給法第十六条に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第百七十七条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）の一部を次のように改める。

第三十三条の見出しを「（理事の自己契約等）に改め、同条中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に、「双方代理」を「双方代理等」に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一項改正に伴う経過措置)

第百七十八条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（一部改正に伴う経過措置）

(前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下この条において「新生活衛生法」という。）第十三條（新生活衛生法第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）

減時効の期間については、前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

施行日前に前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下この条において「新生活衛生法」という。）第十三條（新生活衛生法第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正)

第百七十九条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第一百十条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第一百一条中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十条 施行日前に前条の規定による改正前の国民健康保険法第九十一条第二項又は第百十一条第一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

第百八十二条 未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「三年間行わない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第百八十二条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一百三条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第一百二条第一項中「（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。）」を削り、「支給事由」を「支給すべき事由」に改め、「経過したとき」の下に「、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属

する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期

月の翌月の初日から五年を経過したとき」を加え、同条第三項中「給付を受ける権利」を「第一項に規定する年金給付を受ける権利又は当該

権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利」に改め、同条第四項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第五項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第一百三十条第一項中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十三条 施行日前に前条の規定による改正前の国民年金法（以下この項において「旧国民年金法」という。）第百一条第三項（旧国民年金法第百三十八条及び附則第九条の三の二第六項において準用する場合を含む。）又は第百二条第五項（旧国民年金法第百三十八条において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（じん肺法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一一部改正）

第百八十六条 次に掲げる法律の規定中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第百三十八条）

二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十一条

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一一部改正）

第百八十七条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一一部改正）

第百八十八条 隆の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（中小企業退職金共済法の一一部改正）

第百八十四条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「支給を受ける権利は、」の下に「これらを行使することができる時から

を加え、「二年間行わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

（中小企業退職金共済法の一一部改正に伴う経過措置）

第一百八十五条 施行日前に前条の規定による改正前の中小企業退職金共済法第八十四条第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例によ

る。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正）

第百八十九条 次に掲げる法律の規定中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十条十七号）第十四条

二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十四条

三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十条

（児童扶養手当法の一一部改正）

第百九十条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二十一条）

二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十二条

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一一部改正）

第百八十七条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一一部改正）

第百八十八条 隆の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正）

（社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正）

第百八十九条 次に掲げる法律の規定中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十条十七号）第十四条

二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十四条

三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十条

（児童扶養手当法の一一部改正）

第百九十条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二十一条）

二 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十二条

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一一部改正）

第百八十七条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一一部改正）

第百八十八条 隆の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正）

第百八十八条 隆の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正）

におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第一百四十四条 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のようにより改する。

第二十五条中「一年間行なわない」を「これらを行使することができる時から一年間行使しない」と改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一一部改正)

第一百九十五条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一一部を次のように改正する。

第一百九十五条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

前例による。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一百九十九条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「三年間行なわない」を「これを行なう」と改める。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正に伴う経過措置)

第七条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第七条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第三十四条第一項中「権利は、」の下に「これらを行なうことができる時から」を加え、同

条第二項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(石炭鉱業年金基金法の一部改正に伴う経過措置)

第七条(見出しを含む)中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

法律第八十九号)」を加える。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八条 施行日前に前条の規定による改正前

の児童手当法(以下この条において「旧児童手当法」という。)第二十二条第二項又は第三項(こ

れらの規定を旧児童手当法附則第二条第三項に

おいて準用する場合を含む。)に規定する時効の中

断の事由が生じた場合におけるその事由の効

力については、なお従前の例による。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待

遇の確保等に関する法律の一部改正)

第二百九条 履用の分野における男女の均等な機

会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七

年法律第百十三号)の一部を次のように改正す

る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一

部改正に伴う経過措置)

第二百十条 施行日前に前条の規定による改正前

の雇用の分野における男女の均等な機会及び待

遇の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過

措置)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一

部改正に伴う経過措置)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一

(雇用保険法の一部改正)

第二百十一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第

百六号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第三項中「中断」を「完成猶予及

び更新」に改める。

(第七十四条中「権利は、」の下に「これらを行

なう」と改める。

(第七十四条中「権利は、」の下に「これらを行

第十二条第一項中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」と加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第十三条第一項第二号中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。
（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（平成二十三年度における子ども手当の支給による。）

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

（第一部改正）

（第一部を次のように改正する。）

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百四十六条の二、第百四十七条の五第二項並びに第百四十八条第一項、第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給による。）

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第六十三号）の一部改正に伴う経過措置）

（第一部改正）

（第一部を次のように改正する。）

（平成二十三年度における子ども手当の支給による。）

（平成二十三年度における子ども手当の支給による。）

（第一部改正）

（第一部を次のように改正する。）

一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他(記名正證券及び同節第四次に規定する正證券)

第二百四十四条 農業災害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正す
る。

の他の言名証券及び印鑑証券並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同

第八十七条の二第六項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかるわらず、時効中斷」を「時効の更新」に改める。

「特定社債」に改める。

第ノ十ノ条中「お房」を「お房し」は、三年間これを行わない」を「これらを行使する」とができる時から三年間行使しない」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第一百三十二条第一項中「中斷」を「完成猶予及び更新」に改める。

(農業灾害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十二条 旅行日前に前条の規定による改正前の農業灾害補償法(以下この条において「旧

農業災害補償法」という。)第八十七条の二第六項(旧農業災害補償法第百三十二条第一項及び

第一百四十二条の二において準用する場合を含む。) 又は第一百三十二条第二項(日農業災害補償賞

法第百四十二条第一項において準用する場合を

含む)に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従

前の例による。
（競馬法の一部改正）

第二百四十三条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十二号）の一部（本文の二文三文）。

五十号)の一部を次のよきに改正する

「行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

第二十三条の六第五項中「、第二項の規定によるとき」、「当該」と、「年五分の割合で」を「当

該同意を得た日における法定利率により」に改

附則第五条第四項中「六十日間行わない」を
める。

「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

(競馬法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十四条 施行日前に都道府県又は指定市町村（前条の規定による改正前の競馬法（以下

第一類第三號

款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。又は金銭債権に改め、「限る」の下に「以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第六十九条中「消滅時効は」の下に「その権利行使することができる時から」を加える。（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第二百六十五条 第四条第二項から第八項までの規定は、前条の規定による改正前の農林中央金庫法第七条に規定する農林中央金庫の行う行為について準用する。

2 施行日前に理事、経営管理委員又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下この項において「新農林中央金庫法」という。）第三十一条第三項（新農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第二百六十六条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改訂する。

第五十二条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第五十八条第一項中「還付を受ける権利は」の下に「これらを使用することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかるらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第二百六十七条 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人農業者年金基金法第五十二条第五項又は第五十八条第一項に規定する時効

の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第十章 経済産業省関係

（自転車競技法の一部改正）

第二百六十八条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「六十日間行わない」を「これらを使用することができる時から六十日間行使しない」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二百六十九条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款 指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権に改め、「限る」の下に「以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特社債」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十三条 施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式（前条の規定による改正前の商品先物取引法第二百二十九条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けについては、前条の規定による改正後の商品先物取引法第二百三十二条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（鉱業法の一部改正）

第二百七十四条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改訂する。

第九十八条第一項第一号中「対価」の下に「を提供した場合において、対価」を加え、「又はこれを受領することができないとき」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「訴が」を「訴えが」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 対価を受けるべき者が対価を受領することができないとき。

（新中小企業等協同組合法の一部改正）

第二百七十五条 第二項中「前項第三号」を「前項

定にかかわらず、なお従前の例による。
（小型自動車競走法の一部改正）

第二百七十七条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「六十日間行わない」を「これらを使用することができる時から六十日間行使しない」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第二百七十七条 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二百三十三条の五第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくはを、詐欺又は」に改める。

（商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十四条 第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「五年間」とあるのは、「五年間」とする。

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十五条 施行日前に前条の規定による改正前の鉱業法（以下この条において「旧鉱業法」という。）第九十三条の規定により対価の支払義務が生じた場合は、前条の規定による改正後の商品先物取引法第二百三十二条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（鉱業法の一部改正）

第二百七十六条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改訂する。

第九十八条第一項第一号中「対価」の下に「を提供した場合において、対価」を加え、「又はこれを受領することができないとき」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「訴が」を「訴えが」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 対価を受けるべき者が対価を受領することができないとき。

（新中小企業等協同組合法の一部改正）

第二百七十七条 施行日前に理事、清算人又は会長となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。）第三十八条第二項（新中小企業等協同組合法第六十九条、第八十二条の八及び第八十条の十八において準用する場合を含む。）の規

ん酌」に改め、同条中「発生」の下に「又は拡大」を加え、「しんじやく」を「しん酌」に改める。

損害賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 損害の発生の時から二十年間行使しないとき。

（信用保証協会法の一部改正）

第二百五十五条第一項を次のように改める。

損害賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 損害の発生の時から二十年間行使しないとき。

（信用保証協会法の一部改正）

第二百五十六条 信用保証協会法（昭和二十八年法律第二百九十六号）の一部を次のように改正す

九条を「第六百六十七条の二から第六百六十九条まで」に改め、「第六百七十四条第一項」の下に「第六百七十五条第一項」を、「第六百七十七条」の下に「第六百八十条の二」を加える。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三百一条 施行日前に締結された前条の規定による改正前の有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約については、なお従前の例による。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第三百二条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

(株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部改正)

第三百三条 第四項第六号中「指名金銭債権又は指名金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定する電子記録債権)を「金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定する他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権(平成十九年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

(鉄道営業法の一部改正)

第三百七条 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改訂する。

(国土交通省関係)

第三百八条 第六百六十七条の二から第六百六十九条まで」に改め、「第六百七十四条第一項」の下に「第六百七十五条第一項」を、「第六百七十七条」の下に「第六百八十条の二」を加える。

(建設業法の一部改正)

第三百九条 第四項第六号中「前条第一項」を「第三百四十八条第二項の二第一項ノ規定ノ適用二付テハ同項第二号中「表示していた」トアリハ「表示し、又は公表していた」トス

(軌道法の一部改正)

第三百十条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十一条 第四項第六号中「前条第一項」を「第三百四十八条第二項の二第一項ノ規定ノ適用二付テハ同項第二号中「表示していた」トアリハ「表示し、又は公表していた」トス

(船員法の一部改正)

第三百十二条 第四項第六号中「前条第一項」を「第三百四十八条第二項の二第一項ノ規定ノ適用二付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

(船員法の一部改正)

第三百十三条 第四項第六号中「前条第一項」を「第三百四十八条第二項の二第一項ノ規定ノ適用二付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

(船員法の一部改正)

第三百十四条 第四項第六号中「前条第一項」を「第三百四十八条第二項の二第一項ノ規定ノ適用二付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

(建設業法の一部改正)

第三百十五条 第四項第六号中「前条第一項」を「第三百四十八条第二項の二第一項ノ規定ノ適用二付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

(建設業法の一部改正)

第三百十六条 第四項第六号中「前条第一項」を「第三百四十八条第二項の二第一項ノ規定ノ適用二付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

(道路運送法の一部改正)

第三百十七条 第四項第六号中「前条第一項」を「第三百四十八条第二項の二第一項ノ規定ノ適用二付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

改め、同条を第十八条ノ三とし、第十八条の次に次の二条を加える。

第三百八条 施行日前に建設工事(前条の規定による改正前の建設業法(次項において「旧建設業法」という。)第二条第一項に規定する建設工事をいう。)の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、前条の規定による改正後の建設業法(次項において「新建設業法」という。)第十九条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(軌道法の一部改正)

第三百九条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十一条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十二条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十三条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十四条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十五条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十六条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十七条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十八条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百十九条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百二十条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(軌道法の一部改正)

第三百二十二条 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のように改訂する。

(建設業法の一部改正に伴う経過措置)

第三百八条 施行日前に建設工事(前条の規定による改正前の建設業法(次項において「旧建設業法」という。)第二条第一項に規定する建設工事をいう。)の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、前条の規定による改正後の建設業法(次項において「新建設業法」という。)第十九条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(民法の特例)

第三百九条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改訂する。

(民法の特例)

第三百十条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改訂する。

(民法の特例)

第三百十一条 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三条)の一部を次のように改訂する。

(公営住宅法の一部改正)

第三百十二条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第三百十三条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第三百十四条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第三百十五条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第三百十六条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第三百十七条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第三百十八条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第三百十九条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第三百二十条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第三百二十二条 第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

八十三号)の一部を次のように改訂する。

第八十七条 次に掲げる取引に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

一般乗用旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

ただし、起業者に過失があるときは、こ

の限りでない。

第九十五条第一項中第二号を第二号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第九十五条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第五項中「左の各号」に「次に」に改め、同項第一号中「替地を」を「替地の提供をした場合において、替地を」に

改め、「又は替地の譲渡若しくは引渡を受けたことができないとき」を削り、同項第二号中「差押又は仮差押」を「差押え又は仮差押え」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一 替地を受けるべき者が替地の譲渡又は引渡しを受けることができないとき。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第三百四十四条 施行日前に前条の規定による改正前の土地収用法(以下この条において「旧土地収用法」という)第四十六条の四第一項(旧土地収用法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。に規定する補償金の支払義務、旧土地収用法第九十五条第一項(旧土地収用法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。に規定する補償金等の払渡し若しくは替地の譲渡及び引渡しの義務又は旧土地収用法第九十七条第一項(旧土地収用法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。に規定する補償金の払渡し)の義務が生じた場合における補償金、補償金等又は替地の供託については、なお従前の例による。

(モーターボート競走法の一部改正)

第三百五十五条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三百六十六条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第十三号中「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十七条第一項第十一号中「の瑕疵」を「が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十九条の見出し中「手附」を「手付」に改め、同条第一項中「みずから」を「自ら」に、「こえる」を「超える」に、「手附」を「手付」に改め、同条第二項中「みずから」を「自ら」に、「手附」を「手付」に改め、「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは」を削り、「償還して」を「現実に提供して」に改め、同項に次のだし書を加える。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

第四十条の見出し中「瑕疵担保責任」を「担保責任」に改め、同条第一項中「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に、「第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項」を「第五百六十六条」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置)

第三百六十七条 施行日前に宅地(前条の規定による改正前の宅地建物取引業法次項において「旧宅地建物取引業法」という)第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この条において同じ。)又は建物の売買又は交換の契約が締結され又は成立した場合におけるその契約に係る書面の交付については、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という)第三十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(モーターボート競走法の一部改正)

第三百五十五条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三百五十六条 宅地建物取引業者(旧宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。次項において同じ。)が自ら売主となつては、なお従前の例による。

宅地又は建物の売買契約が締結された場合におけるその契約の解除については、新宅地建物取引業法第三十九条第一項の規定にかかるわざず、なお従前の例による。

第七十三条第五項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法(明治十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

施行日前に宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る担保責任についての特約の制限については、新宅地建物取引業法第四十条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)

第三百二十二条 施行日前に前条の規定による改正前の土地区画整理法(以下この条において「旧土地区画整理法」という)第四十二条第二項(旧土地区画整理法第百十条第八項において準用する場合を含む。)に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(道路法の一部改正)

第三百一十八条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改定する。

第七十三条第五項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に「因り」を「より」に改める。

第九十四条第三項中「過失がなくて」を削り、同項に次のだし書を加える。

ただし、当該管理者に過失があるときは、この限りでない。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第三百一十九条 施行日前に前条の規定による改正前の道路法(以下この条において「旧道路法」という)第九十四条第一項(旧道路法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により不用物件の返還義務が生じた場合におけるその不用物件の供託については、なお従前の例による。

(航空法の一部改正)

第三百二十三条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改定する。

第十九条中「請求権は」の下に「被害者又はその法定代理人が損害及び保有者を知つた時から」を加える。

第七十五条中「請求権は」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第八十条第三項中「民法(百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第三百二十三条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改定する。

第十九条中「請求権は」の下に「被害者又はその法定代理人が損害及び保有者を知つた時から」を加える。

第七十五条中「請求権は」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第八十条第三項中「民法(百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

(航空法の一部改正)

第三百二十三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改定する。

第一百三十四条の二の次に次の二条を加える。

(民法の特例)

第一百三十四条の三 航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関する民法(明治十九年法律第八十九号)第五百四十八条の二第一項の規定の規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第三百二十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改定する。

第四十二条第一項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法(明治十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

施行日前に前条の規定による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という)第三十七条第一項(これからの規定を適用する場合には、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

消滅時効の期間については、なお従前の例によ

る。

2 施行日前に旧自動車損害賠償保障法第八十条

第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三百二十五条 道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号) の一部を次のように改正する。

第五十五条の次に次の二条を加える。

(民法の特例)

第五十五条の一 道路の通行又は利用に係る取引に関する民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していだ」とあるのは、「表示し、又は公表していだ」とする。

(海岸法等の一部改正)

第三百二十六条 次に掲げる法律の規定中「五年間行わない」を「これらを行使することができない」を「これらを行使しない」に改める。

一 海岸法 (昭和三十一年法律第一百一号) 第三十五条第五項

二 特定多目的ダム法 (昭和三十一年法律第三十五号) 第三十六条第五項

三 地すべり等防止法 (昭和三十二年法律第三十号) 第三十八条第五項

四 津波防災地域づくりに関する法律 (平成二十一年法律第二百二十三号) 第四十七条第五項 (内航海運組合法の一部改正)

第五百二十七条 内航海運組合法 (昭和三十一年法律第二百六十一号) の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置) 第三百二十八条 施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の内航海運組合法 (以下この条において「新内航海運組合法」という。) 第三十号の次に次の二号を加える。

(新内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。) 及び第五十八条において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第三百二十九条 公共用地の取得に関する特別措置法 (昭和三十六年法律第二百五十号) の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第三号」を「第四号」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第三百三十三条第一項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十三条第一項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第三百三十三条 第一項中「五年間行なわない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第三百三十三条 第一項中「五年間行なわない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

(河川法の一部改正)

二 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

第三百三十三条第三項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第二百二十九号)」を加える。

第四十二条第一項中「年六パーセント」の割合により算出した」を「法定利率による」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第三百三十五条 施行日前に前条の規定による改正前の都市再開発法 (以下この条において「旧都市再開発法」という。) 第四十二条第一項中「年六パーセント」の割合により算出した」を「法定利率による」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第三百三十五条 第一項中「年六パーセント」の割合により算出した」を「法定利率による」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第一号の次に次の二号を加える。

二 補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第三百三十五条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第三百三十二条 施行日前に前条の規定による改正前の河川法 (以下この条において「旧河川法」という。) 第四十二条第一項中「年六パーセント」の割合により算出した」を「法定利率による」に改める。

(河川法の一部改正)

第三百三十二条 第一項中「年六パーセント」の割合により算出した」を「法定利率による」に改める。

(河川法の一部改正)

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律)

2 前項に規定する請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したとき。

(土壤汚染対策法の一部改正に伴う経過措置)
第三百五十七条 前条の規定による改正前の土壤汚染対策法第八条第二項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一一部改正)

第三百五十八条 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第十四条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款第一目」に改める。

第十三章 防衛省関係

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一一部改正)
第三百五十九条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「(審査請求による時効の完成猶予及び更新)」に改め、同条中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二十二条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)
第三百六十条 施行日前に前条の規定による改正前の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律第十六条に規

定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第十四章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)
第三百六十二条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年十一月二十二日印刷

平成二十八年十一月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P